保健♥福祉 ガイドブック

ホームページ
簡単検索
詳しくは裏表紙

令和3(2021)年度版

さくいん

対象者別さくいん……さくいん　1
所管別さくいん……さくいん　5

本編

高齢の方や介護が必要な方へ……　1
障がいのある方へ……　8
　市内の障がい児（者）支援団体等……17
子育て世代の方へ……18
健康づくりに関すること……27
その他の生活支援……33

巻末資料

介護保険施設等マップ……35
障がいに関するシンボルマーク……36
障がい福祉サービス施設・事業所……37
保育園・児童館・子育て支援センター……41
子育て支援マップ……46
医療機関マップ……48
相談窓口一覧……50

下野市ホームページ

000607
保健福祉ガイドブックのページ

下野市 健康福祉部

さくいん

高齢の方や介護が必要な方へ

介護について

介護サービスを利用したい

●介護保険制度 000656 ほか…… 1
（施設を利用したい、デイサービス、ホームヘルパーを利用したい、介護用品をレンタル、購入したい、手すりの取り付けや段差解消をしたい、その他、介護保険制度について知りたい）

紙おむつの購入費を軽くしたい

●ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付 001016 …… 2
（月額３千円の紙おむつ購入券を給付）

在宅で介護しているので手当の支給を受けたい

●ねたきり老人等介護手当 001016 …… 3
（月額３千円の介護手当を支給）

家族の認知症が進んで徘徊が心配

●徘徊高齢者等あんしんサービス 002413 …… 3
（ＧＰＳ機器貸与、ＱＲコードシール配付）

介護予防と生きがいづくりについて

生きがい、仲間をつくりたい

●地域ふれあいサロン 003362 …… 3
●オレンジカフェ 006053 …… 4

生きがいづくりのため、仲間と楽しい活動をしたい

●老人クラブの活動 002412 …… 3

筋力の低下や転倒で骨折が心配

●しもつけ元気はつらつ体操 006039 …… 3

介護の予防について学びたい

●介護予防出前講座（地域リハビリテーション活動支援事業） 006039 …… 3

健康で生きがいをもちながら充実した生活を送りたい

●ふれあいサロン 006039 …… 4
（ゆうゆう、サンクス）

仕事を通じて社会参加をしたい

●シルバー人材センターの活動…… 4

医療保険について

75歳に到達したのですが

●後期高齢者医療制度 004106 …… 5

予防接種について

高齢者の予防接種について知りたい

●高齢者インフルエンザ予防接種 002281 …… 6
（６５歳以上を対象とした予防接種）
●高齢者肺炎球菌予防接種 001015 …… 6
（６５歳以上を対象とした予防接種）

見守りについて（安否確認）

定期的な訪問と見守りをお願いしたい

●配食サービス 001016 …… 6
（昼食弁当の手渡しにより安否を確認）

ひとり暮らしで何かあった時に不安

●安否確認システムの貸与 001016 …… 6
●避難行動要支援者名簿への登録 000605 …… 7

生活に役立つ支援について

お金の管理が心配

●あすてらすしもつけ…… 7
（金銭・貴重品の預かりサービス）

日常生活に必要な用具が買えない

●日常生活用具給付 001016 …… 7
（日常生活用具の給付または貸与）

外出したいけど交通機関を利用することが困難

●高齢者外出支援 000507 …… 7
（デマンド交通利用券１０枚交付）

協力してくれる人がいなくてゴミを出すことが困難

●声かけふれあいごみ収集 001505 …… 7

身近な相談窓口

困ったときの相談窓口は？

●心配ごと相談・法律相談 002498 …… 7
（民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談員及び弁護士による相談）

認知症・介護や成年後見制度などについて知りたい 001864

●地域包括支援センターいしばし…… 7
●地域包括支援センターこくぶんじ…… 7
●地域包括支援センターみなみかわち…… 7

障がいのある方へ

制度について

福祉サービスを利用したい（施設入所、通所、ヘルパーなど）

●障害者総合支援法によるサービス 001440 …… 8
（介護給付・訓練等給付）
●児童福祉法によるサービス 001440 …… 9
（通所系・入所系）

障がい者の手帳を取得したい

●身体障害者手帳 001469 …… 9
（身体障がい者のための手帳）
●療育手帳 002405 …… 9
（知的障がい者のための手帳）
●精神障害者保健福祉手帳 001503 …… 9
（精神障がい者のための手帳）

助成金・給付事業について

障がいのある家族の介護に金銭的な支援がほしい

●特別障害者手当 001948 ……１０
（障がいのある家族を介護する家庭に支給）
●障害児福祉手当 004144 ……１０
（常時介護の必要な児童に支給）
●特別児童扶養手当 004142 ……１０
（障がいのある児童を養育する家庭に支給）

さくいん 1

●難病患者等福祉手当 001433 …… 10
（指定難病・小児慢性特定疾病・特定疾患のある方に支給）

車いすや杖など身体の機能を補う用具が欲しい
●身体障がい者（児）補装具費支給 002331 …… 10
（身体機能を補う用具購入の費用を助成）
●軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
（補聴器購入費用の一部を助成） 006088 …… 10

特殊ベッドや点字器など生活しやすくなる用具がほしい
●障がい者（児）日常生活用具給付 002331 …… 11
（日常生活をしやすくする用具の支給）

自動車の運転がしたい
●身体障がい者用自動車改造費給付制度 001435 …… 11
（自動車の改造に必要な費用の助成）
●身体障がい者自動車運転免許取得費用助成制度 001435 …… 11
（自動車運転免許取得に必要な教習費用の助成）

生活費が心配で
●障害基礎年金 001437 …… 11

紙おむつの費用がかさんで
●ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付 001016 …… 12
（月額３千円の紙おむつ購入券を交付）

医療費について

病院にかかった時の費用が心配で
●自立支援医療（更生医療） 001330 …… 12
●自立支援医療（精神通院） 001331 …… 12
●自立支援医療（育成医療） 001329 …… 12
●重度心身障がい者医療費助成制度 001388 …… 12

生活に役立つ支援

手話通訳や要約筆記が必要なのですが
●意思疎通支援事業 004087 …… 13
（手話通訳、要約筆記の派遣）

外出するときに手助けがほしい
●移動支援事業 000394 …… 13
（付き添いなど外出時の支援）

自宅でお風呂に入れてあげたい
●訪問入浴サービス 002346 …… 13
（入浴車、介助者の自宅派遣）

昼間少しだけ施設に預けたい
●日中一時支援事業 001988 …… 13
（契約施設での日中預かり）

ひとり暮らしで何かあった時に不安
●安否確認システムの貸与 001016 …… 13
（緊急時の連絡、通報装置の設置）

外出でタクシーを使いたいけど費用が心配
●福祉タクシー利用券の交付 005429 …… 13
（タクシー券を月４枚分支給）

家族が外出したとき居場所がわからなくなることが心配
●徘徊高齢者等あんしんサービス 002413 …… 14
（居場所が確認できる機器の貸与）

割引や減免の制度を利用したい
●軽自動車税（種別割）の減免 000762 …… 14
●自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免 001516 …… 14
●有料道路通行料金の割引 001435 …… 15
●ＮＨＫ放送受信料の減免 001516 …… 15

災害時や緊急時に備えておきたい
●避難行動要支援者名簿への登録 000605 …… 15

同じ悩みを持つ者同士で交流したい
●親の会、当事者団体、交流事業等 …… 15

生活に役立つ支援

自動車での外出時に障がい者用駐車スペースを利用したい
●おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業 001435 …… 15

保護者の万一に備えたい
●心身障害者扶養共済制度 006087 …… 15

お金の管理が心配
●あすてらすしもつけ …… 16
（金銭、貴重品の預かりサービス）

協力してくれる人がいなくてゴミを出すことが困難
●声かけふれあいごみ収集 001505 …… 16

市内の施設を利用したい

障がいがあっても働きたい
●就労継続支援　下野市社会福祉協議会「なのはな・すみれ」 001360 …… 37
●就労移行・就労継続支援　社会福祉法人はくつる会「工房つばさ」 000829 …… 37
●就労継続支援　社会福祉法人啓愛会「エール」 000169 …… 37
●就労移行・就労継続支援
アースライン合同会社「アクション下野」 004136 …… 37
Enishi(えにし) 006169 …… 38
トータスアカデミー 006170 …… 38

入浴などの介護サービスを受けたい
●生活介護サービス　社会福祉法人はくつる会「工房つばさ」 000829 …… 37

障がい児に対するサービスを利用したい
●知的障がい児入所施設　社会福祉法人下野会「国分寺学園」 001029 …… 38
●障がい児への療育支援
こども発達支援センター「こばと園」 000224 …… 38
●こども通園センター「けやき」 004138 …… 39
●みのりの杜キッズスクール　自治医大 004139 …… 39
●みのりの杜キッズスクール　小金井 005432 …… 39
●こどもサポート教室「きらり」下野校 005435 …… 39
●トータスジュニア下野 005433 …… 39
●トータスジュニア自治医大 006168 …… 39
●放課後デイサービスASKAclub pure …… 40

さくいん 2

精神障がいがある人の日中活動の場がほしい
●地域活動支援センター「ゆうがお」Q000549……４０
アセンター　小山富士見台病院
「はばたき」Q000272……４０

地域で生活したい
●グループホーム（精神障がい）
「富士見ハイツひかり（男性）」Q000213……４０
「富士見ハイツのぞみ（女性）」Q000213……４０
●グループホーム（知的障がい）
社会福祉法人はくつる会「小鳥の宿」……４０

相談したい
●下野市障がい児者相談支援センター　Q004135……４０

身近な相談窓口

困ったときの相談窓口は
●下野市障がい児者相談支援センターQ004135……１６
（障がい福祉専門職員による相談）
●心配ごと相談・法律相談Q002498……１６
（民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談員及び弁護士による相談）
●健康相談Q002726……１６
●こころの健康相談Q002562……１６

市内の障がい児（者）支援団体等
●障がい児（者）支援団体等……１７

子育て世代の方へ

出産について

不妊治療をされた方には
●不妊治療費助成・不育症治療費助成 Q002076……１８
（人工授精、体外受精、顕微授精、不育症治療等）

妊娠された方には
●妊娠届出・母子健康手帳交付Q002334……１８
（妊産婦健診受診票交付と母子保健サービス案内）

●両親学級「フレッシュママ・パパ教室」Q002403…１８
（妊娠・出産・育児に関する教室）

出産された方には
●乳児訪問「こんにちは赤ちゃん事業」Q002442……１８
（生後４か月までの乳児を対象とした訪問）

手当や給付について

中学校修了前の児童を養育している方
●児童手当 Q001281……１９

外出したいが交通機関を利用することが困難
●デマンドバス交通券の交付 Q003052……１９
（子育て世帯外出支援）

医療費について

病院にかかった時の費用が心配で
●こども医療費助成制度 Q000223……１９
●養育医療給付制度 Q002361……１９
●ひとり親家庭医療費助成制度Q000321……１９
●妊産婦医療費助成制度Q002004……２０

予防接種について

子ども・中学生の予防接種について知りたい
●定期の予防接種、任意の予防接種Q002281……２０

健康づくりについて

自分自身や家族の健康について相談したい
●健康相談Q002726……２０

健康診査を受けたい
●各種健康診査・がん検診Q004996……２０

保育について

子育てしながら働きたい
●幼児教育・保育無償化制度Q005795……２０
●保育園・認定こども園（保育認定）Q005775……２１
●学童保育室Q002434……２１
●ファミリー・サポート・センターQ001857……２１
●病後児保育Q002069……２２
（病後で集団保育が困難な児童）
●病児保育（愛泉幼稚園 Q005459 ・
おはなほいくえん Q004152 ・ひまわりQ004366……２２

家庭での養育が一時困難なので施設に預けたい
●子育て短期支援事業（ショートステイ）Q000255…２２

心身のリフレッシュ、一時的に保育園を利用したい
●育児ママ・パパリフレッシュ利用券Q002443……２２
●一時保育……２２

学校について

小・中学校について
●就学援助制度Q001358……２３
●入学準備金制度Q004458……２３

高校・大学について
●奨学金制度Q002803……２３
●緊急在学奨学金制度 Q002803……２３

ひとり親家庭向けの支援

離婚等により保護者一人で子育てをしている方
●児童扶養手当 Q003115……２４

保護者の一方、または両方が死亡した児童を養育している方
●遺児手当 Q002720……２４

就職に向け資格を取得したい
●自立支援教育訓練給付金 Q003124……２４
●高等職業訓練促進給付金
高等職業訓練修了支援給付金Q002995……２４

高等学校卒業程度認定試験を受けたい
●高等学校卒業程度認定試験合格支援制度Q002994・２４

就学資金などの貸付を受けたい
●母子父子寡婦福祉資金貸付制度Q003758……２５

通勤定期券を割引購入したい
●ＪＲ通勤定期乗車券割引制度Q002606……２５

さくいん３

子育てについて知りたい

子育ての相談、交流について知りたい

●利用者支援事業 Q004723……２５
（子育てや施設利用に関する総合的な相談）
●子育て支援センター Q002432……２５
（育児相談）

子どもの健診について知りたい

●新生児聴覚検査 Q002005……２５
●産後ケア事業 Q005628……２５
●乳幼児健診 Q001994……２５
（乳幼児を対象とした定期の健診）
●２歳児歯科検診 Q006115……２５

身近な相談窓口

子育て全般・子どもとの関わり方・子どもの発達について相談したい

●ふわり（子育て世代包括支援センター） Q004203……２６
（母子保健コーディネーター（保健師、助産師）による相談）
●子育て相談（保健師による相談） Q003426……２６
●育児相談・子育て巡回相談 Q006036……２６

子どものことや家庭のことについて相談したい

●児童家庭相談 Q003112……２６
（家庭相談員による相談）

児童虐待について相談したい

●児童虐待相談 Q003112……２６

母子父子家庭のこと、ＤＶ等の相談をしたい

●母子父子家庭及び婦人相談 Q003759……２６
（母子父子家庭自立支援員兼婦人相談員による相談）
●ＤＶホットライン……２６

学校のことで相談したい

●学校教育サポートセンター Q004111……２６

困ったとき、どこに相談すればいの？

●心配ごと相談・法律相談 Q002498……２６
（民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談員及び弁護士による相談）

健康づくりに関すること

健康診査について

検診等を受けたい

●各種健康診査・がん検診 Q004996……２７
・がん検診（胃・肺・大腸・前立腺・子宮頸・乳）（集団・個別のがん検診）
・肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診、骨密度検査、胃ハイリスク検査（がん検診以外の各検診）
・青年期生活習慣病（ヤング）健診（２０～３９歳を対象とした健康診断）
・結核健診（６５歳以上を対象とした健診）
・特定健診（４０～７４歳の国民健康保険加入者対象の健康診断）

予防接種について

子ども・中学生の予防接種について知りたい

●定期の予防接種・任意の予防接種 Q002281……２８
・定期の予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、ＢＣＧ、MR、水痘、日本脳炎、二種混合、ロタ、子宮頸がん予防）
・任意の予防接種（おたふくかぜ、インフルエンザ）

大人の予防接種について知りたい

●定期の予防接種・任意の予防接種 Q002281……３０
・定期の予防接種（高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、風しん）
・任意の予防接種（MRと風しん）

健康増進について

健康教室を受講したい

●健診結果説明会 Q006895……３１
●特定保健指導 Q006895……３１
●運動基礎教室 Q002938……３１
●健康づくり基礎教室 Q002938……３１
●高血圧予防教室 Q002938……３１

がん治療に伴う補正具購入費用の一部を助成

●がん患者ウィッグ等購入費助成金交付事業 Q005524……３１

健康づくりのためのトレーニング室を利用したい

●健康づくりトレーニング Q004961……３１

骨髄移植について知りたい

●骨髄移植ドナー支援事業 Q004949……３２

地域で健康づくりをしたい

●ラジオ体操普及事業 Q005578……３２

身近な相談窓口

心や身体のことについて相談したい

●病態別栄養相談 Q003477……３２
（生活習慣病でお困りの方への栄養相談）
●健康相談 Q002726……３２
●こころの健康相談 Q002562……３２

その他の生活支援

生活に役立つ支援

失業して家賃が払えない、生活に不安を抱えているので相談したい

●住居確保給付金 Q006027……３３
●生活困窮者自立相談支援事業……３４
●生活保護 Q001499……３４

地域の身近な相談相手

●民生委員・児童委員 Q002363……３４

さくいん ４

所管別さくいん

ー市役所ー

☎0285-32-8899

社会福祉課 社会福祉グループ

民生委員・児童委員(P34) 2363

☎0285-32-8900

社会福祉課 障がい福祉グループ

障害者総合支援法によるサービス(P08) 1440
児童福祉法によるサービス(P09) 1440
身体障害者手帳(P09) 1469
療育手帳(P09) 2405
精神障害者保健福祉手帳(P09) 1503
特別障害者手当(P10) 1948
障害児福祉手当(P10) 4144
特別児童扶養手当(P10) 4142
難病患者等福祉手当(P10) 1433
身体障がい者(児)補装具費支給(P10) 2331
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業(P10) 6088
障がい者(児)日常生活用具給付(P11) 2331
身体障がい者用自動車改造費給付制度(P11) 1435
身体障がい者自動車運転免許取得費用助成制度(P11) 1435
自立支援医療(精神通院)(P12) 1331
意思疎通支援事業(P13) 4087
移動支援事業(P13) 394
訪問入浴サービス(P13) 2346
日中一時支援事業(P13) 1988
福祉タクシー利用券の交付(P13) 5429
有料道路通行料金の割引(P15) 1435
避難行動要支援者名簿への登録(P15) 605
おもいやり駐車場スペースつぎつぎ事業(P15) 1435
心身障害者扶養共済制度(P15) 6087

☎0285-32-8902

社会福祉課 医療費助成グループ

自立支援医療(更生医療)(P12) 1330
自立支援医療(育成医療)(P12) 1329
重度心身障がい者医療費助成制度(P12) 1388
こども医療費助成制度(P19) 223
養育医療給付制度(P19) 2361
ひとり親家庭医療費助成制度(P19) 321
妊産婦医療費助成制度(P20) 2004

☎0285-32-8901

社会福祉課 生活保護グループ

生活保護(P34) 1499

高齢福祉課 ☎0285-32-8904

介護保険制度(P01) 656・657
ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付(P02・P12) 1016
ねたきり老人等介護手当(P03) 1016
徘徊高齢者等あんしんサービス(P03・P14) 2413
介護予防出前講座(P03) 6039
ふれあいサロン(P04) 6039
オレンジカフェ(P04) 6053
配食サービス(P06) 1016
安否確認システムの貸与(P06・P13) 1016
避難行動要支援者名簿への登録(P07) 605
日常生活用具給付(P07) 1016
高齢者外出支援(デマンド交通利用券の交付)(P07) 507
声かけふれあいごみ収集(P07・P16) 1505

こども福祉課 ☎0285-32-8903

児童手当(P19) 1281
デマンド交通利用券の交付(子育て世帯外出支援)(P19) 3052
幼児教育・保育無償化制度(P20) 5795
保育園・認定こども園(保育認定)(P21) 5775
学童保育室(P21) 2434
子育て短期支援事業(ショートステイ)(P22) 255
育児ママ・パパリフレッシュ利用券(P22) 2443
一時保育(P22)
児童扶養手当(P24) 3115
遺児手当(P24) 2720
自立支援教育訓練給付金(P24) 3124
高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金(P24) 2995
高等学校卒業程度認定試験合格支援制度(P24) 2994
母子父子寡婦福祉資金貸付制度(P25) 3758
JR通勤定期乗車券割引制度(P25) 2606
利用者支援事業(P25) 4723
子育て支援センター(P25) 2432
児童家庭相談(P26) 3112
児童虐待相談(P26) 3112
母子父子家庭及び婦人相談(P26) 3759

健康増進課 ☎0285-32-8905

高齢者インフルエンザ予防接種(P06・30) 2281
高齢者肺炎球菌予防接種(P06・30) 1015
健康相談(P16・P20・P32) 2726
こころの健康相談(P16・P32) 2562
不妊治療費助成・不育症治療費助成(P18) 2076
妊娠届出・母子健康手帳交付(P18) 2334
両親学級「フレッシュママ・パパ教室」(P18) 2403
乳児訪問「こんにちは赤ちゃん事業」(P18) 2442
定期の予防接種、任意の予防接種(P20・P28) 2281
各種健康診査・がん検診(P20・P27) 4996
新生児聴覚検査(P25) 2005
産後ケア事業(P25) 5628
乳幼児健診(P25) 1994
2歳児歯科検診(P25) 6115
ふわり(子育て世代包括支援センター)(P26) 4203
子育て相談(P26) 3426
育児相談・子育て巡回相談(P26) 6036
健診結果説明会(P31) 6895
特定保健指導(P31) 6895
運動基礎教室(P31) 2938
健康づくり基礎教室(P31) 2938
高血圧予防教室(P31) 2938
がん患者ウィッグ等購入費助成金交付事業(P31) 5524
骨髄移植ドナー支援事業(P32) 4949
ラジオ体操普及事業(P32) 5578
病態別栄養相談(P32) 3477

☎0285-32-8892

税務課 資産税グループ

軽自動車税(種別割)の減免(P14) 762

☎0285-32-8895

市民課 保険年金グループ

後期高齢者医療制度(P05) 4106
障害基礎年金(P11) 1437

教育総務課 ☎0285-32-8917

奨学金制度(P23) 2803
緊急在学奨学金制度(P23) 2803

学校教育課 ☎0285-32-8918

就学援助制度(P23) 1358
入学準備金制度(P23) 4458

いしばし☎0285-51-0633
こくぶんじ☎0285-43-1229
みなみかわち☎0285-48-1177

地域包括支援センター

しもつけ元気はつらつ体操(P03) 6039
地域包括支援センター(P07) 1864

☎0285-37-9970

下野市障がい児者相談支援センター

下野市障がい児者相談支援センター(P16) 4135

☎0285-40-5963

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター(P21) 1857

☎0285-52-1140

学校教育サポートセンター

学校教育サポートセンター(P26) 4111

きらら館 ☎0285-52-3711

健康づくりトレーニング(P31) 4961

ー関係機関ー

☎0285-43-1236

下野市社会福祉協議会

老人クラブの活動(P03) 2412
地域ふれあいサロン(P03) 3362
あすてらすしもつけ(P07・P16)
心配ごと相談・法律相談(P07・P16・P26) 2498
住居確保給付金(P33) 6027
生活困窮者自立相談支援事業(P34)

☎0285-47-1124

下野市シルバー人材センター

シルバー人材センターの活動(P04)

☎028-658-5521

栃木県自動車税務事務所

自動車税・軽自動車税(環境性能割)の減免(P14) 1516

☎0285-44-4888

キッズプラネット

☎0285-44-0405

むつみこども園

☎0285-39-6305

わかば保育園

☎0285-48-0132

薬師寺幼稚園

病後児保育(P22) 2069

☎0285-44-7783

愛泉幼稚園 5459

☎028-678-9600

済生会宇都宮病院保育施設 おはなほいくえん 4152

☎0285-28-3385

新小山市民病院病児保育室 ひまわり 4366

病児保育(P22)

☎028-634-0088

NHK宇都宮放送局

NHK放送受信料の減免(P15) 1516

さくいん 5

介護について

介護保険制度

高齢福祉課　☎32-8904

４０歳以上の皆さんが保険料を負担し、介護を必要とされる方やその家族が抱えている介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。

制度のあらまし 000656

●被保険者

第１号被保険者	６５歳以上の方
第２号被保険者	４０歳から６４歳までの医療保険に加入している方

●介護保険被保険者証　６５歳以上の方と要介護認定を受けた４０歳以上の方に交付します。

●保険料

第１号被保険者	本人と世帯の市民税課税状況や所得に応じて段階的に保険料が算定されます。
第２号被保険者	加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

●保険料の納め方

第１号被保険者の方は、年金からの天引きによる納付となります（納付方法は選べません）。ただし、年金の年額が18万円未満の方や、年金担保貸付を利用されている方など、条件によって年金からの天引きができない方は納付書または口座振替での納付となります。

●介護保険の認定申請について

介護サービスを利用するには、その方が、常に介護が必要である状態（要介護状態）にあるか、または常に介護を必要としなくても日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）にあるかどうかの確認を受ける必要があります。この手続きを「要介護認定」といい、介護保険サービスを利用するには、この要介護（要支援）認定を受けなければなりません。

【要介護認定申請に必要な書類】

被保険者区分	申請に必要な書類
第1号被保険者	申請書、申請者連絡票、介護被保険者証
第2号被保険者	申請書、申請者連絡票、介護被保険者証（更新等）及び健康保険証

※第２号被保険者については、事前に高齢福祉課へお問い合わせください。

認定申請後にご本人の状態を確認するため、調査員による訪問調査を行うとともに、申請書に記載された主治医に対して意見書の提出を依頼します。訪問調査の結果と主治医意見書を基にコンピュータによる一次判定を行った後、介護認定審査会で審査を行い、要介護度が決定されます。

●介護保険サービス

サービスの利用者負担は所得に応じて費用の１割から３割となります。介護保険のサービスを利用するためには、要介護認定、要支援認定またはチェックリストに該当することが必要となります。

●サービスを利用するためには 000657

サービスを利用するには、ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するか）を作成する必要があります。自己作成することも可能ですが、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者に依頼することもできます。ケアプランの作成を依頼しますと、支給限度額の管理やサービス事業所との調整などを本人に代わって行ってくれます。ケアプランの作成に関する費用は、全額を保険給付として市が負担しますので、利用者負担はありません。

要介護１～５の認定を受けている方	ケアプラン作成を依頼する居宅介護支援事業者と契約し、市に居宅サービス計画作成依頼届出書を提出してください。
チェックリスト該当者及び要支援１・２の認定を受けている方	お住まいの地区を担当する地域包括支援センターと契約し、市に介護予防サービス計画作成依頼届出書を提出してください。

介護保険で利用できるサービス

●介護予防・日常生活支援総合事業 002865

総合事業は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援１・２、チェックリスト該当者（要支援に相当する状態の者）の方に対して訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供します。利用には、地域包括支援センターにて介護予防ケアマネジメント（計画を立てて調整）を行う必要があります。

高齢の方や介護が必要な方へ
1

●**通所系サービス** 001894　利用者が事業所に通って受けるサービスです。

通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等に通って、入浴・排せつ・食事等の介助、レクリエーション等による利用者同士の交流、生活等についての相談・助言、健康状態等の日常の世話と機能訓練等のサービスを日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院・診療所に通って、入浴・排せつ・食事等の介助、レクリエーション等による利用者同士の交流、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーション等のサービスを日帰りで受けられます。

●**短期入所系サービス** 001848　短期間、施設に入所してサービスの提供を受けます。

短期入所生活介護（ショートステイ）	利用者の心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等の理由により、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介助等日常生活上の世話と機能訓練等のサービスが受けられます。
短期入所療養介護（ショートステイ）	利用者の心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等の理由により、介護老人保健施設等に短期間入所し、看護・医学的管理下の介助、機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話等のサービスが受けられます。

●**訪問系サービス** 002345　利用者がご自宅で受けられるサービスです。

訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助や、調理・洗濯・掃除等の家事、通院等のための乗車または降車の介助が受けられます。ただし、内容によっては訪問介護の対象にならないのでご注意ください。また、「通院等のための乗車または降車の介助」は要支援１・２の方は対象にはなりません。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車が入浴困難な利用者の自宅を訪問し、入浴の介助を受けられます。
訪問看護	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者宅を訪問し、血圧・脈拍のチェックや床ずれ（じょくそう）の処置、経管栄養の管理等、療養上の世話や必要な診療の補助が受けられます。
訪問リハビリテーション	病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問し、手先の訓練やマッサージ等の理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーションが受けられます。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が通所困難な利用者宅を訪問し、看護方法や口腔ケア、服薬の管理などの療養上の管理指導を行います。

●**施設サービス** 001271　施設に入所し、サービスの提供を受けます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活以上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。ただし、原則要介護３以上の方になります。
介護老人保健施設	入所者に対し、リハビリテーションを中心とした医療サービスや日常生活上の世話を行います。ただし、要支援１・２の方は利用できません。
介護療養型医療施設	療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。ただし、要支援１・２の方は利用できません。※平成30(2018)年度から「介護医療院」へ最長６年間をかけて段階的に移行しています。
介護医療院（平成30(2018)年度創設）	長期にわたり療養が必要な要介護認定者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付

001016　高齢福祉課　☎32-8904

在宅等で常に紙おむつ・尿とりパットを使っている場合、月額3,000円分の紙おむつ購入券を交付します。

●**対象者**　いずれかを満たす方　※施設入所・入居の方は対象外です。

①満６５歳以上で常にねたきりの状態または重度の認知症のため介護保険の要介護区分２～５　の認定を受け、常時紙おむつを使用している在宅及び入院している方（要介護２・３の方は、重度の認知症の方が対象）

②身体障害者手帳１・２級または療育手帳の交付を受け、在宅等で常時紙おむつを使用している方

2

ねたきり老人等介護手当

001016　高齢福祉課　☎32-8904

ねたきり高齢者及び認知症高齢者を在宅で介護している方に、月額3,000円を支給します。

●**対象者**　要介護４・５の方、または要介護区分２・３で重度の認知症の方と同居し、在宅で主に介護されている方　※高齢者と介護者が同住所の場合に限ります。

●**支給月**　９月（４～９月分）・３月（１０～３月分）の２回
※支給月前に現況届の提出をしていただきます

徘徊高齢者等あんしんサービス

002413　高齢福祉課　☎32-8904

徘徊行動の見られる認知症高齢者及び所在が不明となる可能性がある障がい者等の居場所を早期に発見し、安全を確保するためのGPS機器を貸与、または連絡先等が分かるＱＲコードのシールを配付して、家族介護者が安心して介護できる環境を整えます。

●**対象者**
徘徊行動の見られる概ね６５歳以上の認知症高齢者または所在が不明となる可能性がある障がい児・者を在宅で介護されている家族の方

●**備　考**
GPS機器の初期導入費用を全額市が負担します。利用者は、年間3,600円（税別）の利用基準額と、位置検索等のサービス利用料を負担します。また、QRコードシールの費用は市が一部負担し、利用者は年間1,000円のサービス利用料を負担します（口座引き落とし）。

介護予防と生きがいづくりについて

地域ふれあいサロン

003362　下野市社会福祉協議会　☎43-1236

高齢者と地域住民（ボランティア等）が気軽に集まり、ふれあいを通じて、仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりを目指して身近な場所に地域住民主体でサロンを開催しています。参加希望やサロンに協力したいなどご相談、不明な点があればお問い合わせください。

●**対象者**　概ね６５歳以上の高齢者で、食事、着替え、排泄、歩行等に介助を要しない方

●**備　考**　場所により、開催回数や時間等が異なります。また、茶菓子代として１回につき１００円程度の参加費が必要になります。

老人クラブの活動

002412　下野市社会福祉協議会　☎43-1236

老人クラブは、高齢者の生きがいづくりのため、仲間と楽しい活動をしながら地域への社会奉仕、教養講座、健康づくり等の活動をしています。概ね６０歳以上の方で、老人クラブ活動をしたいと希望される方の入会を随時募集しています。入会希望の方は、地元老人クラブの方へ直接ご相談ください。ご相談、不明な点があれば下野市社会福祉協議会までお問い合わせください。

しもつけ元気はつらつ体操

006039　地域包括支援センター

筋力やバランス能力の向上や、日常生活動作能力の維持、向上を図るための体操を行います。また、筋力が向上することで、病気の予防にもつながります。参加を希望される方は、お住まいの地域の地域包括支援センターへお問い合わせください。

●**対象者**　概ね60歳以上の方で、ご自分で参加できる方

●**会　場**　各地域ふれあいサロンで行っています。地域包括支援センターへお尋ねください。

●**備　考**　地域包括支援センターいしばし　☎51-0633
地域包括支援センターこくぶんじ　☎43-1229
地域包括支援センターみなみかわち　☎48-1177

介護予防出前講座（地域リハビリテーション活動支援事業）

006039　高齢福祉課　☎32-8904

地域ふれあいサロンや老人クラブ等の通いの場へ、介護予防に関する専門職を派遣します。運動、お薬、食事、お口のケアなどについて学びます。皆さんの健康づくりのためにぜひご利用ください。

●**内　容**（以下から選択していただきます）
講話（リハビリテーション専門職、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）、筋力向上プログラム、脳力アップトレーニング、認知症サポーター養成講座、ミニ終活セミナー

●**会　場**　各通いの場　●**参加費**　無料

●**備　考**　案内を各通いの場の代表者へお送りします。詳細は、高齢福祉課までお尋ねください。

3

ふれあいサロン

006039

高齢福祉課　☎32-8904

生涯にわたり健康で（元気で）生きがいを持ちながら充実した生活を送るための、楽しく、明るく、ほっと出来る生きがいサロンを実施します。対象者は65歳以上の方で、食事、着替え、排泄、歩行等に介助を要しない方です。※送迎あり。

●ゆうゆう

【場所】ゆうゆう館（小金井789番地）

【備考】原則、週1回（水・木・金曜日のいずれかから選択）の参加です。別途、参加費用がかかります。

●サンクス

【場所】リビングサンクス石橋（石橋27番地）

【備考】原則、週1回（日曜日）の開催です。別途、参加費用がかかります。

オレンジカフェ

006053

高齢福祉課　☎32-8904

認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰もが気軽に参加でき、集うことのできる場所です。

介護や認知症に関する相談をお受けすることもできますので、悩んでいる方はもちろん、興味のある方はぜひ一度足をお運びください。

●対象者　地域にお住まいの方

●備　考　参加費100円(飲み物代)

【石橋地区】

・より処グリム　グリムの館2階図書コーナー（下古山747）
　第3金曜日　午前10時から正午

・おひさま　サン薬局（文教1-19-4）
　第4水曜日　午後2時から4時

【国分寺地区】

・ゆうゆう茶屋　ゆうゆう館ゆうがお作業所（小金井789）
　第1金曜日　午前10時から正午

【南河内地区】

・しもつけ茶屋　南河内児童館１階（緑3-5-3）
　第1火曜日、第2水曜日、第3木曜日　午前10時から午後2時

シルバー人材センターの活動

下野市シルバー人材センター　☎47-1124

高齢者が仕事を通じて社会奉仕活動などを行い、自己の生きがいの充実や社会参加の機会づくり等の活動をしています。市内在住の６０歳以上で働く意欲のある健康な方なら、どなたでも入会が可能です。生きがいづくりや健康づくりのため、ぜひご入会ください。

4

医療保険について

後期高齢者医療制度　004106　市民課　保険年金グループ　☎32-8895

後期高齢者医療制度は、７５歳以上の方と一定の障がいがあると認定された６５歳以上７５歳未満の方が加入する医療制度です。

資格・認定について

●対象者

①７５歳になった方（保険証は誕生日前に交付されます。）

②●国民年金法等における障害年金１・２級
●身体障害者手帳１級～３級及び４級の一部
●精神障害保健福祉手帳者１・２級
●療育手帳「A」
上記に該当し、加入を希望する65歳以上75歳未満の方

●自己負担割合の所得区分

負担割合	所得区分	対　　象
１割負担	一般	低所得者Ⅰ・Ⅱ、現役並み所得者Ⅰ～Ⅲ以外の方
	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の方
	低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を８０万円として計算）を差し引いたときに０円となる方
３割負担	現役並み所得者Ⅲ	住民税課税所得が690万円以上の方
	現役並み所得者Ⅱ	住民税課税所得が380万円以上690万円未満の方
	現役並み所得者Ⅰ	住民税課税所得が145万円以上380万円未満の方

※所得額は同一世帯の被保険者も含む。

●基準収入額適用申請

被保険者の収入合計額が次の場合、市の窓口に申請することで「一般」の区分になります。
同一世帯の被保険者が
- 一人で３８３万円未満の方
- 二人で５２０万円未満の方
- 一人で３８３万円以上でも、同世帯に７０歳以上７４歳以下の方がいる場合、その方の収入も含め５２０万円未満の方

●限度額適用・標準負担額減額認定申請

低所得者Ⅰ・Ⅱの方は申請により認定証の交付を受けることで、入院時食事代及び入院または外来の自己負担限度額が軽減されます。現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は入院または外来の自己負担限度額が軽減されます。

●特定疾病認定申請

人工透析・血友病・HIVなど医療機関で証明された方に受療証を交付します。この受療証を医療機関の窓口に提示することで、自己負担限度額（月額）が10,000円になります。

医療給付・健診事業について

●医療給付制度

①高額療養費

１か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が下記の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。また、高額療養費に該当した方には、診療月から２～３か月後に、栃木県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」が届きます。

〈自己負担限度額（月額）〉

区　　分	外　　来	外来＋入院
現役並み所得者Ⅲ	252,600円＋（医療費-842,000円）×１％	
現役並み所得者Ⅱ	167,400円＋（医療費-558,000円）×１％	
現役並み所得者Ⅰ	80,100円＋（医療費-267,000円）×１％	
一　　般	18,000円	57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

高齢の方や介護が必要な方へ
5

※限度額適用・標準負担額認定証（低所得者Ⅰ・Ⅱ、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方）をお持ちの方は、限度額までの負担となります。

②療養費　治療用補装具（コルセット）・あんま・マッサージ診療等を受けた場合、申請により自己負担分を除いた額が支給されます。

③葬祭費　後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に対して、葬祭費として５万円が支給されます。

●交通事故による届出

交通事故で第三者の行為により怪我をした場合、届出により後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。（保険証・印鑑・事故証明書が必要です。）

●健康診査事業

個別健診	直接医療機関にお申し込みください。また、受診時には受診券と保険証を持参してください。 ・健診期間：６月１日～翌年１月３１日
集団健診	健康増進課にお申し込みください。また、受診時には受診券と保険証を持参してください。
人間ドック事業	医療機関に申し込み後、市へ助成申請をしてください。 ・申込期間：４月１日～翌年１月３１日 ・健診期間：４月１日～翌年３月３１日 ・市助成金：年１回１人あたり２５,０００円

●歯科健康診査事業

口腔機能低下の早期発見や誤嚥性肺炎等の疾病予防のため、歯科健康診査を行います。直接医療機関にお申し込みください。また、受診時には受診券と保険証を持参してください。

・対象者：７６歳の方（年度末年齢）
・健診期間：６月１日～翌年１月３１日

予防接種について

高齢者インフルエンザ予防接種

🔍 002281　健康増進課　☎32-8905

６５歳以上で毎年１回、１０月から翌年２月末までの間に接種できます。
詳しくは３０ページ「定期の予防接種・任意の予防接種」をご覧ください。

高齢者肺炎球菌予防接種

🔍 001015　健康増進課　☎32-8905

６５歳から５歳きざみで、定期予防接種があります。
詳しくは３０ページ「定期の予防接種・任意の予防接種」をご覧ください。

見守りについて（安否確認）

配食サービス

🔍 001016　高齢福祉課　☎32-8904

昼食時に弁当を配達しながら、安否を確認することで身体・精神的負担の軽減を図ります。

●対象者　概ね６５歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の方で食事の調理が困難な方

●備　考　利用回数は最大週３回（月・水・金曜日の昼食）で希望する曜日に配達します。市が利用料の一部を負担し、利用者は１食につき３００円を負担します。また、配達時には安否確認のため直接弁当を受け取っていただきます。

安否確認システムの貸与

🔍 001016　高齢福祉課　☎32-8904

ひとり暮らし高齢者等で体調等に不安を感じている方に、安否確認機能のついた緊急通報システム機器を貸与します。

●対象者　概ね６５歳以上のひとり暮らし高齢者の方、またはひとり暮らしの身体障がい者の方で、身体障害者手帳１・２級に該当する方

●備　考　設置する場合は、緊急時の連絡先や協力者の登録が必要になります。市が利用料の一部を負担し、利用者は毎月３００円を負担します（口座引き落とし）。

6

避難行動要支援者名簿への登録

000605

高齢福祉課　☎32-8904

災害発生時および緊急時等に迅速な判断や行動が取れない可能性があり支援が必要な方は、事前に名簿に登録することにより、日常的な安否確認や緊急時の支援を受けることができます。

●**対象者**　市内在住の６５歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方

※家族が同居しているが日中に高齢者のみとなるため、災害時の避難行動に大変不安がある方については、希望により登録が可能

生活に役立つ支援について

あすてらすしもつけ

下野市社会福祉協議会　☎43-1236

高齢者や障がいのある方々が安心した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に対する相談、情報提供・苦情処理等の援助や、日常生活に必要な金銭管理等の援助を行います。

●**対象者**　高齢、障がいなどにより、判断能力が十分でない方で、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安のある方

日常生活用具給付

001016

高齢福祉課　☎32-8904

日常生活用具（電磁調理器、火災警報器、自動消火器、Ｔ字杖）の給付等を行います。

●**対象者**　概ね６５歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の方で、日常生活用具が必要な所得税非課税世帯の方

●**備　考**　利用者は、所得状況により用具給付費用の一割を負担します。

高齢者外出支援（デマンド交通利用券の交付）

000507

高齢福祉課　☎32-8904

通院等で交通機関を利用することが困難な75歳以上の高齢者に外出支援と社会参加の拡大を図るため、デマンド交通利用券を10枚交付します。

●**対象者**　下野市お出かけ号登録者で満75歳以上の方

●**備　考**　申請の際は印鑑、年齢の確認できるもの（保険証等）を持参してください。確認後、利用券を郵送でお送りします。

声かけふれあいごみ収集

001505

高齢福祉課　☎32-8904

高齢や障がい等により、ご自身で家庭ごみを出すことが困難で、身内等の支援を受けることが難しい方に対し、見守りを兼ねて家庭ごみを回収します。ご自宅へお伺いし、各々状況を確認したうえで利用できます。

●**対象者**　次のいずれかの方のみで構成される世帯の方

①65歳以上で、要介護認定を受けている方

②身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、１級または2級に該当する方

③療育手帳の交付を受け、Ａ１・Ａ２に該当する方

身近な相談窓口

このほかの相談窓口は５０ページ「相談窓口一覧」をご覧ください。

心配ごと相談・法律相談

002498

下野市社会福祉協議会　☎43-1236

民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談委員による「心配ごと相談」と弁護士による「法律相談」事業です。住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行います。

●**対象者**　市内にお住まいの方　　●**場　所**　ゆうゆう館

●**備　考**　各相談日等は、毎月の広報しもつけでご確認ください。（法律相談は要事前予約）

地域包括支援センター

001864

介護・認知症や成年後見制度などについての相談・支援を行います。

●地域包括支援センターいしばし　☎51-0633　下古山1174(特養いしばし内)

●地域包括支援センターこくぶんじ　☎43-1229　小金井789(ゆうゆう館内)

●地域包括支援センターみなみかわち　☎48-1177　仁良川1651-1(特養にらがわの郷内)

※施設の場所はP35「介護保険施設等マップ」をご覧ください。

高齢の方や介護が必要な方へ

7

制度について

障害者総合支援法によるサービス

001440 社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスは、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。（※認定された障害支援区分により受けられるサービスが異なります。）

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時において必要な援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等 給付	自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	居室等を利用させるとともに、家事等の日常生活能力の向上のために必要な支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して就労した人に就労の継続を図るために必要な支援を行います。
	就労継続支援 (雇用・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域相談 支援給付	地域移行支援	入所、入院していた人に住居の確保その他の地域生活に移行するための必要な支援を行います。
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設等を利用しており一人暮らしを希望している人に必要な支援を行います。

●**対象者**　身体・知的・精神に障がいのある方、難病患者等で一定の障がいがある方
●**備　考**　自己負担は原則としてサービス利用費の１割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

障がいのある方へ
8

児童福祉法によるサービス

001440

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス等は、障がい児の生活能力の向上や集団生活への適応訓練を図る「通所系サービス」と、施設や医療機関に入所する障がい児の保護、日常生活の指導等を行う「入所系サービス」に分けられます。

障害児通所系	児童発達支援	療育が必要な未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	療育が必要な未就学児で医療行為が必要な障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障がい児に、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

●**対象者**　身体・知的・精神（発達障がいを含む）に障がいのある方、難病患者等で一定の障がいがある方

●**備　考**　自己負担は原則としてサービス利用費の１割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

身体障害者手帳

001469

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

身体に一定以上の永続する障がいを有する方で、身体障がい者程度等級表に該当すると認められた場合に手帳が交付されます。この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。申請には指定の診断書と写真、印鑑が必要です。

●**障がいの種類**　肢体、視覚、聴覚または平衡機能、心臓機能、腎臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、免疫機能に永続する障がいのある方

療育手帳

002405

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

児童相談所（１８歳未満）または栃木県障害者総合相談所（１８歳以上）において、知的障がいの状態にあると判定された方に手帳が交付されます。この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。申請には写真と印鑑が必要です。ご本人との面接が必要ですので、事前に社会福祉課まで予約のご連絡をお願いします。

精神障害者保健福祉手帳

001503

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

精神疾患（知的障がいを除く）を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方に対して、自立と社会復帰・社会参加のために手帳が交付されます。申請には指定の診断書または障害年金証書の写し及び障害年金振込通知書の写しのほか、写真、印鑑が必要です。

障がいのある方へ
9

助成金・給付事業について

特別障害者手当

001948　社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の２０歳以上の方に対し手当が支給されます。

●**対象者**　次のいずれかに該当する方
①身体障害者手帳１・２級程度の異なる障がいが重複している方
②身体障害者手帳１・２級程度の障がい及び最重度の知的障がい等が重複している方
③精神または身体に前記と同程度の障がい、疾病等のある方

●**手　当**　月額27,350円

●**備　考**　支給月は２月・５月・８月・１１月です。（前月分までの支給となります）なお、支給額は国の施策により改定されることがあります。

障害児福祉手当

004144　社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある２０歳未満の方に対し手当が支給されます。

●**対象者**　次のいずれかに該当する方
①身体障害者手帳１・２級の一部の方
②最重度の知的障がいがある方
③精神または身体に前記と同程度の障がい、疾病等のある方

●**手　当**　月額14,880円

●**備　考**　支給月は２月・５月・８月・１１月です。（前月分までの支給となります）なお、支給額は国の施策により改定されることがあります。

特別児童扶養手当

004142　社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

障がいのある２０歳未満の児童を養育している方に対し手当が支給されます。

●**手　当**　１級：月額52,500円　　２級：月額34,970円
※所得制限があります。　※児童が施設に入所している場合は支給されません。

●**備　考**　支給月は８月（４～７月分）、１１月（８～１１月分）、４月（１２～３月分）です。なお、支給額は国の施策により改定されることがあります。

難病患者等福祉手当

001433　社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

国が指定した難病の対象となっている難病患者または小児慢性特定疾病患者を扶養している保護者に手当が支給されます。

●**対象者**　特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方

●**手　当**　月額2,500円

●**備　考**　申請月から支給の対象となり、支給は９月と３月の年２回です。

身体障がい者（児）補装具費支給

002331　社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

身体障がい者及び身体障がい児の失われた身体機能を補完または代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図るため、補装具費が支給されます。

●**対象者**　身体障害者手帳所持者・難病患者等で補装具装着が必要と認められた方

●**備　考**　自己負担は原則として補装具費の１割負担です。（基準額の範囲内）ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

006088　障がい福祉グループ　☎32-8900

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいを持つ18歳未満の児童の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器の購入や修理について、費用の一部助成を行います。

●**対象者**　両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の児童

●**自己負担**　原則として購入・修理費用の１／３です。（基準額の範囲内）ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

障がいのある方へ
10

障がい者（児）日常生活用具給付

002331　社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

障がい者及び障がい児が自立した日常生活を送ることができるよう、日常生活用具の給付を行います。

●**対象者**　市内に居住する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者・難病患者等で、用具の給付により日常生活における負担を軽減できると認められた方

●**備　考**　自己負担は原則として日常生活用具費の１割負担です。（基準額の範囲内）ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

身体障がい者用自動車改造費給付制度

001435　障がい福祉グループ　☎32-8900

身体障がい者が自ら運転しやすいように自動車の制動装置等を改造する経費が助成されます。（上限100,000円）

●**対象者**　次のすべての要件を満たしている方

①身体障害者手帳の交付を受けている方

②障がい程度１級または２級に該当する上肢下肢または体幹機能に障がいのある方

③市内に居住する１８歳以上の方

④改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

身体障がい者自動車運転免許取得費用助成制度

001435　障がい福祉グループ　☎32-8900

身体障がい者で自動車の運転免許の取得を希望する方に対し、その技術習得に必要な教習費用が助成されます。（上限180,000円）

●**対象者**　市内に居住し、自動車教習所において免許を取得する目的をもって教習を受けようとする、所得税が非課税または年税額が32,400円以下の世帯に属する方で、次のいずれかに該当する方

①肢体不自由であって警察本部長の実施する身体障がい者に係る運転適性検査の結果、クラッチ、ブレーキ、アクセルその他の装置について改造された車両に限定されて運転の適性を認められた方

②聴覚障がいの程度が２級または３級で、補聴器を使用しても音声による通常会話ができない方

障害基礎年金

001437　市民課　保険年金グループ　☎32-8895

次の要件をすべて満たす方に障害基礎年金が支給されます。

●**要　件**

①初診日が２０歳前または、国民年金に加入中である方。または、６０歳以上６５歳未満で日本に住んでいる間に初診日がある方。

②初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が２／３以上あること。ただし、2026年３月末日までの初診日の傷病については、直近の１年間が保険料納付済期間または免除期間であればよいことになっています。（初診が２０歳前の方は除く。）

③障がい認定日（原則として初診日から起算して１年６か月を経過した日）に一定以上の障がい（国民年金法の１・２級）の状態にあること。または、６５歳に達するまでの間に、一定以上の障がいの状態にあること。ただし、２０歳前の初診日にかかる障がいについては、２０歳以降に一定以上の障がいの状態にあれば支給されます。

●**年金額**

１級	障害基礎年金２級の支給額 ×１．２５（※子の加算があります。）
２級	老齢基礎年金の満額と同額（※子の加算があります。）

●**支給制限**　２０歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給により支給制限があります。

障がいのある方へ
１１

ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付

001016　高齢福祉課　☎32-8904

在宅等で常に紙おむつ・尿とりパットを使っている場合、月額3,000円分の紙おむつ購入券を交付します。

●**対象者**　いずれかを満たす方　※施設入所の方は対象外です。

①満６５歳以上で常にねたきりの状態または認知症のため介護保険の要介護状態区分２～５の認定を受け、常時紙おむつを使用している在宅及び入院の方

②身体障害者手帳１・２級または療育手帳の交付を受け、在宅等で常時紙おむつを使用している方

医療費について

自立支援医療（更生医療）

001330　社会福祉課　医療費助成グループ　☎32-8902

身体障がい者が障がいの程度を軽減したり、障がいを除去したりするための医療等の給付を行います。

●**対象者**　身体障害者手帳を交付された１８歳以上の方で、心臓ペースメーカー埋め込み術、人工透析、人工関節置換術等の医療を受ける方

●**備　考**　自己負担は原則として医療費の１割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。入院時の食費（標準負担額相当）については原則自己負担です。

自立支援医療（精神通院）

001331　社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

精神疾患の医療費の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療等の給付を行います。

●**対象者**　統合失調症やうつ病、その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状に該当する方

●**備　考**　自己負担は原則として医療費の１割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

自立支援医療（育成医療）

001329　社会福祉課　医療費助成グループ　☎32-8902

現在身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められるお子さんで、手術などの治療によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、医療等の給付を行います。

●**対象者**　１８歳未満の児童で身体に障がいを有する方、または、これを放置すると将来障がいを残すと認められる方で、手術等によって障がいの改善が見込まれる方

●**備　考**　自己負担は原則として医療費の１割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。（現在、栃木県では経過措置として自己負担上限月額を500円としています。）

重度心身障がい者医療費助成制度

001388　社会福祉課　医療費助成グループ　☎32-8902

重度の心身障がい者に対して保険診療の自己負担分が助成されます。

●**対象者**　市内に住所を有する身体障害者手帳１・２級の所持者、療育手帳Ａ１・Ａ２の所持者または身体障害者手帳３・４級所持者でＩＱ５０以下の方

●**備　考**　６５歳以上７５歳未満の方で後期高齢者医療制度に加入されていない方は保険診療の１割相当額が助成の上限です。登録申請には印鑑、身体障害者手帳または療育手帳、健康保険証、個人番号の確認できるもの、普通預金通帳（本人名義）が必要です。登録申請は社会福祉課窓口のみですが、登録後の医療費の助成申請は郵送でも受付できます。

障がいのある方へ
12

生活に役立つ支援

意思疎通支援事業

004087

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

聴覚・言語機能・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳、要約筆記者の派遣を行います。

●**対象者**　市内に居住する障がい者等で、聴覚・言語機能・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方

移動支援事業

000394

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

屋外での移動が困難な障がい者・児について、地域における自立生活及び社会参加を促すため、外出の支援を行います。

●**対象者**　市内に居住する障がい者等で、屋外での移動が困難な方

●**備　考**　自己負担は、原則としてサービス利用費の１割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

訪問入浴サービス

002346

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

医学的な理由や身体・家族及び住宅設備等により自宅において入浴することが困難な方の入浴支援を行います。

●**対象者**　市内に居住し、自宅で入浴することが困難な人工呼吸器装着者等の内、医師が入浴可能と認めた方。ただし、介護保険法に基づく訪問入浴介護をうけることができない方

●**備　考**　自己負担は、原則としてサービス利用費の１割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

日中一時支援事業

001988

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

●**対象者**　市内に居住する、身体、知的または精神に障がいのある方及び障がい児

●**備　考**　自己負担は、原則としてサービス利用費の１割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

安否確認システムの貸与

001016

高齢福祉課　☎32-8904

ひとり暮らしの身体障がい者等で体調等に不安を感じている方に、安否確認機能のついた緊急通報システム機器を貸与します。

●**対象者**　概ね６５歳以上のひとり暮らし高齢者の方、またはひとり暮らしの身体障がい者の方で、身体障害者手帳１・２級に該当する方

●**備　考**　設置する場合は、緊急時の連絡先や協力者の登録が必要になります。市が利用料の一部を負担し、利用者は毎月３００円を負担します（口座引き落とし）。

福祉タクシー利用券の交付

005429

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

通院等で通常の交通機関を利用することが困難な方の外出を支援するため、タクシー利用券（500円分）を月6枚分交付します。また、車イス等でタクシーを利用した際にかかる介助料のためのタクシー介助券（500円分）を月4枚分を交付します。

●**対象者**　１・２級の身体障害者手帳、１・２級の精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方

●**備　考**　申請日の属する月から当該年度末までの分を交付します。印鑑と障害者手帳を持参してください。

障がいのある方へ
13

徘徊高齢者等あんしんサービス

002413

高齢福祉課　☎32-8904

徘徊の見られる認知症高齢者及び所在が不明となる可能性がある障がい者等の居場所を早期に発見し、安全を確保するためのGPS機器を貸与、または連絡先等が分かるＱＲコードのシールを配付して家族介護者が安心して介護できる環境を整えます。

●**対象者**　徘徊行動の見られる概ね６５歳以上の認知症高齢者または所在が不明となる可能性がある障がい児・者を在宅で介護されている家族の方

●**備　考**　GPS機器の導入費用を全額市が負担します。利用者は、年間3,600円（税別）の利用基準額と、位置検索等のサービス利用料を負担します。また、QRコードシールの費用は市が一部負担し、利用者は年間1,000円のサービス利用料を負担します。

軽自動車税（種別割）の減免

000762

税務課　資産税グループ　☎32-8892

障がいのある方のために使用する軽自動車等で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税（種別割）の減免を受けられる制度があります。軽自動車税（種別割）が減免される場合は、次の２つに分けられます。

減免の種類	申請に必要なもの
●**身体障がい者等による減免** 身体障がい者、精神障がい者が自ら使用する軽自動車、または身体障がい者、精神障がい者のために生計を一にする方が使用する軽自動車	●減免申請書（身障者等による減免用） ●印鑑（認印可）　●車検証の写し　●運転免許証 ●納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知書 ●障がい者手帳等（身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳） ●納税通知書（当該年度のもの）
●**構造による減免** 構造が身体障がい者等の利用に供する特殊な軽自動車、車いす移動車など	●減免申請書（構造による減免用） ●印鑑（認印可）　●車検証の写し　●運転免許証 ●納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知書（法人の場合は法人番号指定通知書） ●軽自動車の写真（側面及び後面で、後部のナンバーが読めるもの） ●納税通知書（当該年度のもの）

※納税義務者が手帳所持者または運転する方以外の場合、本人確認書類が必要です。

※障がい者１人につき１台の軽自動車のみとなります。また、普通自動車等で減免を受ける場合は、軽自動車で減免を受けることができません。

※毎年度の申請が必要です。納税通知書を持参のうえ、納期限までに市税務課へ申請してください。ただし、前年度より引き続き減免を受ける方は、市より事前に送付される減免継続申請書を返送していただくことにより継続できます。

※納付済みの場合は減免を受けられません。納付をする前に減免の申請をしてください。

001516

自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免

栃木県自動車税事務所　☎028-658-5521

身体が不自由であったり、心身の発達や精神に障がいがあったりする方のために使用される自動車について、一定の要件のもとに自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）を免除（減免）しています。

●**対象者**

・身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、免除（減免）を受けることができる方の範囲に該当する方
・戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、一定の要件に該当する方
・療育手帳の交付を受けている方のうち、障がいの程度の欄に「Ａ」、「Ａ１」または「Ａ２」と表示されている方
・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障がいの程度が１級の方

●**対象となる自動車**　専ら障がいのある方のために使用される次の自動車

・障がいのある方が所有（登録）し、運転する自動車
・障がいのある方または障がいのある方と生計を同じくする方が所有（登録）し、障がいのある方と生計を同じくする方が運転する自動車（障がいのある方が同乗して使用される必要があります。）
・障がいのある方または障がいのある方を常時介護する方が所有（登録）し、障がいのある方を常時介護する方が運転する自動車(障がいのある方が同乗して使用される必要があります。)

14

有料道路通行料金の割引

001435

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

自ら運転をする身体障がい者、または心身障がい者が同乗して認められた車を介護者が運転する場合に、有料道路の道路通行料を半額割引する制度です。

●**対象者**

・本人運転の場合は、身体障害者手帳をお持ちの方
・介護者運転の場合は、身体障害者手帳「第１種」、または療育手帳「Ａ」をお持ちの方

NHK放送受信料の減免

001516

ＮＨＫ宇都宮放送局　☎028-634-0088

障がい者手帳の交付を受けている方がいる世帯で、下記の対象に当てはまる世帯は、ＮＨＫ放送受信料が免除されます。

●**対　象**

全額免除	半額免除
家族の中に、障がい者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方がいて、家族全員の市町村民税が非課税の世帯	①世帯主が、視覚または聴覚の身体障害者手帳をお持ちの方で受信契約者の場合 ②世帯主が、重度の障害者手帳（身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａ・Ａ１・Ａ２、精神障害者保健福祉手帳１級）をお持ちの方で受信契約者の場合

避難行動要支援者名簿への登録

000605

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

災害発生時および緊急時等の避難の際に支援が必要な方は、事前に登録することにより、優先的に支援を受けることができます。

●**対象者**　身体障害者手帳１・２級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳１級

親の会、当事者団体、交流事業等

障がい児（者）当事者や保護者の支援・交流等を行う団体・事業です。
詳しくは１７ページ「市内の障がい児（者）支援団体等」をご覧ください。

おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業

001435

障がい福祉グループ　☎32-8900

多くの人が利用するスーパーや病院等の施設にある障がい者用駐車場のうち、「おもいやり駐車スペース」として協力の申し出をいただいた駐車場を利用できる県内共通の利用証を交付しています。

●**対象者**

・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者及び難病患者のうち歩行困難な方
・妊産婦であって、一時的に歩行困難な方

※具体的な基準（身体障害者手帳等で確認します）については、お問い合わせください。

●**持参いただくもの**　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証・特定医療費（指定難病）受給者証・小児慢性特定疾病医療費受給者証・母子手帳のいずれか

心身障害者扶養共済制度

006087

社会福祉課　障がい福祉グループ　☎32-8900

心身障がい児（者）を扶養している人（保護者）が加入し、一定額の掛金を納付することにより、加入者が死亡または重度障がいになったとき、障がい児（者）に一定の年金を生涯にわたり支給します。

●**対象者**

栃木県に住所がある６５歳未満の健康な方で、次の心身障がい者（児）を扶養している方

・療育手帳の所持者、または知的障がい者（児）と判定された方
・身体障がいの程度が１～３級と判定された方
・その他、心身や身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記と同程度と認められる方（例えば脳性マヒ、進行性筋萎縮症、じん臓疾患などの内部障がい、自閉症、精神病などの障がい者）

障がいのある方へ
15

あすてらすしもつけ

下野市社会福祉協議会　☎43-1236

高齢者や障がいのある方々が安心した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に対する相談、情報提供・苦情処理等の援助や、日常生活に必要な金銭管理等の援助を行います。

●**対象者**　高齢、障がいなどにより、判断能力が十分でない方で、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安のある方

声かけふれあいごみ収集

001505

高齢福祉課　☎32-8904

高齢や障がい等により、ご自身で家庭ごみを出すことが困難で、身内等の支援を受けることが難しい方に対し、見守りを兼ねて家庭ごみを回収します。ご自宅へお伺いし、各々状況を確認したうえで利用できます。

●**対象者**　次のいずれかの方のみで構成される世帯の方

①65歳以上で、要介護認定を受けている方

②身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級または2級に該当する方

③療育手帳の交付を受け、Ａ１・Ａ２に該当する方

市内の施設を利用したい

市内の障がい福祉サービス施設・事業所

障がい福祉サービスを行う施設・事業所です。

詳しくは３７ページ「市内の障がい福祉サービス施設・事業所」をご覧ください。

サービスの利用については社会福祉課障がい福祉グループ☎32-8900に問い合わせください。

身近な相談窓口

このほかの相談窓口は５０ページ「相談窓口一覧」をご覧ください。

下野市障がい児者相談支援センター

004135

☎／FAX　37-9970

障がい者や、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

●**対象者**　市内に居住する、身体、知的または精神に障がいのある方、難病の方、発達障がいの方及び障がい児の保護者

心配ごと相談・法律相談

002498

下野市社会福祉協議会　☎43-1236

民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談委員による「心配ごと相談」と弁護士による「法律相談」事業です。住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行います。

●**対象者**　市内にお住まいの方　　●**場　所**　ゆうゆう館

●**備　考**　各相談日等は、毎月の広報しもつけでご確認ください。（法律相談は要事前予約）

健康相談

002726

健康増進課　☎32-8905

特定健診の結果についてよくわからない、生活習慣病やメタボリックシンドロームが心配など、ご自分やご家族の身体や心の健康について、保健師や管理栄養士等が相談に応じます。相談を希望される方は、事前にお問い合わせください。

こころの健康相談

002562

健康増進課　☎32-8905

精神科医が対応する「こころの健康相談」を年６回実施しています。予約制になりますので、相談を希望される方は事前にご連絡ください。また、開催日等については「広報しもつけ」または市のホームページをご覧ください。

障がいのある方へ

16

団体名	活動目的・概要等	問い合わせ先
下野市地域自立支援協議会	障がいのあるなしに係らず、安心して生活できることをめざし、施設・就労・教育・保護者等からなる協議会です。	社会福祉課 ☎32-8900
身体障害者福祉会	身体に障がいのある当事者同士で、情報交換、各種活動を実施しています。活動内容は、研修会・スポーツ教室・友愛訪問等です。	社会福祉協議会 ☎43-1236
心身障害児者父母の会	心身障がい児者の福祉の向上を図ることを目的とし、各種活動を通じ諸団体との交流を行っています。レクリエーション交流会などにより会員相互の親睦を図っています。	社会福祉協議会 ☎43-1236
おもちゃの図書館	ハンディのある子の「自立と社会参加」を目標に、ハンディのある子もない子も地域で共に豊かに育つ場、障がいを持つ子の兄弟姉妹とその家族の居場所、交流・情報交換の場を目指しています。	社会福祉協議会 ☎43-1236
精神保健福祉家族会	年４回、テーマを決めて情報共有と話し合いを実施しています。同じ立場、同じ境遇にある家族の交流の場になっています。	事務局： 社会福祉課 ☎32-8900
ゆうゆうすまいる（知的障がい当事者の会）	毎月第３土曜日に活動（料理・ダンス・バーベキューなど）多彩な催しで楽しく過ごしているサークルです。	下野市障がい児者相談支援センター ☎37-9970
すまいるの会	地域住民とのふれあいや会員同士のつながりを大切にしながら、子ども達の自立のできる環境づくりをめざしています。	会長：坂本(さかもと)さん 連絡先:社会福祉課 ☎32-8900
いいこみ	支援学校・支援学級に通園・通学している子どもまたは卒業した子どもをもつ親の会です。定期的に集まり、話し合いを実施しています。年数回開催し、情報交換の場所になっています。	代表：粥見(かゆみ)さん 事務局:生涯学習情報センター ☎40-0911
わかばクラブ	下野市周辺の幅広い世代の、主に軽度発達障がいを持つ子どもの親の会です。年数回茶話会を開催し、同じ立場・同じ境遇にある親同士の交流の場所になっています。	代表：金子(かねこ)さん 事務局:生涯学習情報センター ☎40-0911
けやきサポーター	「こども通園センターけやき」を拠点に活動しています。ダンス教室や講演会、おでかけなどを企画し、障害のある子どもたちの活動を広げ、保護者の交流を行い、地域ぐるみで見守る活動を行っています。	こども通園センターけやき ☎40-0909
栃木県重症心身障害児（者）を守る会	「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念に添い、重症心身障害児者のための福祉の向上や医療の充実をめざし、行政機関と連携を取りながら様々な活動を行っております。	会長：倉持(くらもち)さん ☎44-0616
とちぎ高次脳機能障害友の会	高次脳機能障害への理解を広め、適切な対応と支援の下社会参加ができるよう、講演会・定例会（毎月）・勉強会・家族相談会・レクリエーション等の活動をしています。	会長：中野(なかの)さん ☎38-6485
(財)日本ダウン症協会栃木支部（つくしの会）	子ども達の健やかな成長を願って、協力し合い、学びあいながら子育てをしています。活動内容は、おしゃべり広場（月１回）・リトミック（月１回）・療育訓練（年２回）・年代別活動等です。	支部長：饗庭(あいば)さん ☎028 -634-7435
栃木県自閉症協会県南地区自閉症児者いちごの会	自閉症児者の啓発・療育・教育などについて、勉強会や交流会を通じて相談しあえる機会を提供しています。活動内容は、バーベキュー・カラオケ・学習会・年４回の会報発行等です。	栃木県自閉症協会 ☎028 -612-6477

17

出産について

不妊治療費助成・不育症治療費助成

002076

健康増進課　☎32-8905

保険対象外となる不妊治療（人工授精、体外受精・顕微授精、男性不妊治療）及び不育症治療を受けた夫婦に、治療費の一部を助成しています。（対象となる治療費から他の助成額等を控除した額の1／2と限度額の低い方）※法改正により変更となる場合があります。

●**対象者**　法律上の婚姻をしている夫婦で、次のすべてに該当する方が対象です。

①申請時に夫婦の双方または一方が下野市に引き続き１年以上住所を有する方

②市税を滞納していない方（所得制限はありません）

③医療保険に加入している方（被保険者及び被扶養者）

●**治療の内容**

治療	申請回数	助成限度額	対象となる医療機関
人工授精（ＡＩＨ）	１年度をまとめて年１回申請 ※通算2回(2年度分)まで	１回の申請 ５万円まで	国内の医療機関
特定不妊治療（体外受精・顕微授精）	初めての申請に係る治療開始時の妻の年齢により下記のとおり ・40歳未満⇒43歳になるまでに6回 ・40歳以上43歳未満⇒43歳になるまでに3回 ※43歳になってから治療を開始した分は対象外	１回の治療 １０万円まで ※凍結胚移植の場合は5万円まで	特定不妊治療助成事業指定医療機関
男性不妊治療	上記特定不妊治療（凍結杯移植を除く）の一環として、男性不妊治療（精巣や精巣上体から精子を採取する手術）を行った場合、当該治療費分について、特定不妊治療の助成回数の範囲内で上乗せ助成。 ※必ず一環として行われる特定不妊治療の申請と合わせて申請ください。	１回の治療 １０万円まで	特定不妊治療を実施した医療機関若しくは特定不妊治療を実施した医療機関から紹介された医療機関
不育症治療	年１回申請	１回の申請 ３０万円まで	国内の医療機関

妊娠届出・母子健康手帳交付

002334

健康増進課　☎32-8905

妊娠届出時に母子健康手帳を交付します。併せて妊婦健康診査受診票（１４回分）、産後健診受診票（2回分）、新生児聴覚検査受診票（１回分）を発行します。また、下野市の母子保健サービスをご案内します。

両親学級「フレッシュママ・パパ教室」

002403

健康増進課　☎32-8905

妊娠・出産・育児について学んだり、不安や楽しみを共有する場として両親学級を開催しています。ご夫婦でも、ママだけの参加でもOKです。年６コース実施します。詳細は妊娠届出時に紹介します。参加には事前の申し込みが必要です。

乳児訪問「こんにちは赤ちゃん事業」

002442

健康増進課　☎32-8905

お父さんやお母さんが安心して子育てができるよう、お子様の健やかな成長を願って、生後４か月までのお子様をもつすべてのご家庭を助産師や保健師が訪問し、育児に関する相談に応じるほか、必要なサービスの情報提供などを行います。

18

子育て世代の方へ

手当や給付について

児童手当
001281　こども福祉課　☎32-8903

中学校卒業まで（１５歳に達した後、最初の３月３１日まで）の児童を養育している方に支給します。

●**手当額**　３歳未満は15,000円、３歳以上小学校修了前までの第１・２子は10,000円（第３子以降は15,000円）、中学生は10,000円です。（月額）
※児童を養育している方の所得が限度額以上の場合、一律5,000円となります。

デマンド交通利用券の交付（子育て世帯外出支援）
003052　こども福祉課　☎32-8903

未就学児とともにデマンド交通（おでかけ号）に乗車する際に使用することができる利用券を１世帯につき１０枚交付します。

●**対象者**　未就学児を持つ保護者の方で、下野市デマンド交通利用登録証※をお持ちの方
※デマンド交通の利用登録方法等については、安全安心課までお問い合わせください。

●**備　考**　利用券は、保護者（申請者及び申請者と同一世帯の方に限ります。）が未就学児とともにデマンド交通を利用する場合のみ使用できます。複数の保護者が同時に乗車する場合は、人数分の利用券が必要です。未就学児の運賃は無料のため利用券は必要ありません。利用券の有効期限は、各年度の３月３１日までです。

医療費について

こども医療費助成制度
000223　社会福祉課　医療費助成グループ　☎32-8902

１８歳到達後最初の３月３１日までの方に保険診療の自己負担分が助成されます。

●**備　考**　登録申請には印鑑、健康保険証（お子様の名前が記載されているもの）、お子様を扶養している方・お子様の個人番号の確認できるもの、普通預金通帳（お子様を扶養している方名義）が必要です。登録申請は社会福祉課窓口のみですが、登録後の医療費の助成申請は郵送でも受付できます。

養育医療給付制度
002361　社会福祉課　医療費助成グループ　☎32-8902

からだの発育が未熟なまま生まれ、指定されている医療機関で入院養育を必要とする1歳未満の乳児に対して、その治療に必要な費用の一部を公費で負担します。

●**対象者**　出生児体重が2,000ｇ以下、または体の発育が未熟なまま出生した乳児で、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた方

●**備　考**　給付申請には、養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書、お子様の健康保険証、対象者・保護者・同居の親族の個人番号の確認できるもの、申請者の本人確認書類、所得税額等を証明する書類（当年1月以降に下野市に転入された方、世帯外扶養義務者が下野市外に在住されている方のみ）が必要です。申請書類を審査し、医療等の給付が必要と認められた場合、養育医療券を交付します。詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

ひとり親家庭医療費助成制度
000321　社会福祉課　医療費助成グループ　☎32-8902

ひとり親家庭等の親と子に対して保険診療の自己負担分が助成されます。

●**対象者**　市内に住所を有する満１８歳到達後最初の３月３１日までの間にある児童を扶養している方のうち配偶者のいない方（母または父及び寡婦（夫）である養育者）とその児童

●**備　考**　所得制限があります。登録申請には印鑑、健康保険証（対象者全員）、個人番号の確認できるもの（対象者全員）、普通預金通帳（児童を扶養している方名義）、児童扶養手当証書・遺族年金証書のうち受給しているもの、所得証明書（転入者）、戸籍謄本（各種手当・年金を受給していない方）が必要です。登録申請は社会福祉課窓口のみですが、登録後の医療費の助成申請は郵送でも受付できます。

19

妊産婦医療費助成制度

002004　社会福祉課　医療費助成グループ　☎32-8902

妊産婦に対して保険診療の自己負担分が助成されます。（妊娠届出がされた月の初日から出産(死産・流産)した翌月末日まで。）また、母子手帳交付前に流産された場合など、明らかに今回の妊娠に起因する産科的疾病のための受診に対する保険診療分も対象ですが、助成申請には医療機関での証明が必要になります。詳しくは社会福祉課にお問い合わせください。

●**備　考**　登録申請には印鑑、健康保険証、母子手帳、個人番号の確認できるもの、普通預金通帳（本人名義）が必要です。登録申請は社会福祉課窓口のみですが、登録後の医療費の助成申請は郵送でも受付できます。

予防接種について

定期の予防接種、任意の予防接種

002281　健康増進課　☎32-8905

下野市では子どもの定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、ＢＣＧ、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、ロタ、子宮頸がん予防）及び任意の予防接種（おたふくかぜ、インフルエンザ）に公費助成を実施しています。委託医療機関で個別に接種を受けることができます。（医療機関へは事前に電話等で予約をしてください。）

※詳しくは２８ページ「定期の予防接種・任意の予防接種」をご覧ください。

健康づくりについて

健康相談

002726　健康増進課　☎32-8905

特定健診の結果についてよくわからない、生活習慣病やメタボリックシンドロームが心配など、ご自分やご家族の身体や心の健康について、保健師や管理栄養士等が相談に応じます。相談を希望される方は、事前にお問い合わせください。

各種健康診査・がん検診

004996　健康増進課　☎32-8905

下野市では、がん検診・特定健診等の各種検診を集団検診及び個別検診（医療機関）で実施しています。検診日程・料金等の詳細は「広報しもつけ」及び「下野市ホームページ」でお知らせします。

申し込み、お問い合わせについては健康増進課までお願いします。

詳しくは２７ページ「各種健康診査・がん検診」をご覧ください。

保育について

幼児教育・保育無償化制度

005795　こども福祉課　☎32-8903

幼児教育・保育無償化制度により、下記の施設・サービスの利用者について、無償化の対象となります。利用するサービスによっては、保育の必要性の認定が必要となります。詳しくはこども福祉課にお問い合わせください。

●**対象者**

- 特定教育・保育施設（新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等）を利用する方
- 従来どおりの幼稚園を利用する方
- 認可外保育施設（ベビーシッター含む）を利用する方
- 一時預かり事業、幼稚園や認定こども園の預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する方

<table>
<tr><th rowspan="2">施設</th><th colspan="3">保育料の無償化</th></tr>
<tr><th>0～2歳児</th><th>満3歳児</th><th>3～5歳児</th></tr>
<tr><td>従来どおりの幼稚園</td><td rowspan="2"></td><td>保育料無償</td><td rowspan="3">保育料無償</td></tr>
<tr><td>幼稚園・認定こども園(1号)</td><td>保育料無償※1</td></tr>
<tr><td>認定こども園(2･3号)</td><td colspan="2" rowspan="2">市町村民税非課税世帯のみ保育料無償※2</td></tr>
<tr><td>保育所(2･3号)</td><td></td></tr>
</table>

※1　1号認定（満3歳以上の保育を必要とせず、教育のみを希望する方）の方

※2　2・3号認定：保育の必要な事由に該当し、保育を希望する方

20

保育園・認定こども園（保育認定）

005775

こども福祉課　☎32-8903

就労などの理由で日中保護者が保育できないお子さんを、保育園、認定こども園でお預かりします。

●**対象者**　市内に住所を有し、保護者が保育できない児童

●**備　考**　申込は入園希望月の６か月前から入園希望月の前々月末までとなります。詳しくはこども福祉課にお問い合わせください。

※施設の場所は４１ページ「保育園・児童館・子育て支援センター」及び４６ページ「子育て支援マップ」をご覧ください。

学童保育室

002434

こども福祉課　☎32-8903

学童保育室では、保護者やご家族が就労などにより日中不在にしている小学生をお預かりしています。長期休業中のみの利用も可能です。

●**入所の要件**　次のいずれかの理由で、保護者が日中保育できない児童をお預かりします。

①日常的に、家庭の外で仕事をしている。
②日常的に、家庭の中で児童と離れて家事以外の仕事をしている。
③妊娠中であるか、または出産後間もない。（産前２か月以内、産後２か月以内）
④病気、けが、精神または身体の障がいがある。
⑤④の状況にある同居の親族を、日常的に看護・介護している。
⑥災害の復旧にあたっている。
⑦その他、上記に類する状態にある。
※感染症、身体虚弱その他の理由で、集団保育の実施に支障があると認められる児童については、入所を承諾できない場合があります。

●**利用時間と料金**

- 通常利用（月～金曜日）：放課後（長期休業時は午前７時３０分）～午後７時　月額6,000円
- 長期休業のみ利用：午前７時３０分～午後７時、日額５００円
- 土曜日利用：午前８時～午後７時、月額2,000円

※４年生以上に限り、週２日以下（曜日は固定）の利用も可能です。（日額５００円）

●**設置場所等**

学　校	設置場所	電話番号	所在地
薬師寺小	薬師寺小敷地内	４８-１６２２	薬師寺７１３
吉田東小・吉田西小	吉田東小敷地内	４８-１３２３	中川島７
祇園小	南河内児童館	４４-８４２０	緑３-５-４
緑小	緑小余裕教室	４０-６３３５	緑３-１６-１
国分寺小	国分寺駅西児童館	４４-０７８６	小金井５-２２-１
	国分寺小第１(敷地内)	４３-１１２１	小金井４-２-３
	国分寺小第２(体育館内)	４４-５０１５	
	国分寺姿西児童館	４４-９３１８	国分寺１５９９-２
国分寺東小	国分寺東小敷地内	４０-７５６６	柴８９７-１
石橋小・細谷小	石橋小敷地内	５２-１１７５	花の木１-４
	石橋小余裕教室		
古山小	古山小第１(古山小東側)	５２-１１７４	下古山３-１-４
	古山小第２(古山小東側)	５２-１３３４	下古山３-１-３
石橋北小	石橋北小敷地内	５２-００８７	上古山１９２２

※施設の場所は４６ページ「子育て支援マップ」をご覧ください。

ファミリー・サポート・センター

001857

センター事務局　☎40-5963

子どもの育児の援助を受けたい方（依頼会員）と、援助を行うことができる方（提供会員）とが会員となり、地域の中で会員同士がお互いに助け合う活動を支援する組織です。

●**依頼会員**　市内に在住または在勤し、生後６か月～小学６年生の子どもを養育している方

●**提供会員**　市内に在住し、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる２０歳以上の方

●**利用料金**

- 月～金曜日の午前７時～午後７時：７００円／１時間
- 土日祝日及び年末年始並びに上記以外の時間帯：８００円／１時間
- 宿泊（午後７時～翌日午前７時）：6,000円／１泊
- 入浴介助：１日あたり３００円追加
- 交通費１回あたり２００円追加

21

病後児保育

002069

キッズプラネット　☎44-4888
むつみこども園　☎44-0405
わかば保育園　☎39-6305
薬師寺幼稚園　☎48-0132

病気の回復期であり、集団生活が困難で自宅で保育を余儀なくされる期間一時的にお預かりします。

●**対象者**　生後４か月から概ね小学６年生までの、病気の回復期にある児童
●**利用時間と料金**　時間：午前７時３０分～午後７時　　保育料：１５０円／１時間
※施設の場所は４６ページ「子育て支援マップ」をご覧ください。

病児保育

005459　愛泉幼稚園　☎0285-44-7783
004152　済生会宇都宮病院保育施設　おはなほいくえん　☎028-678-9600
004366　新小山市民病院病児保育室　ひまわり　☎0285-28-3385

当面の症状の急変が認められないが、病気の回復期には至らないため集団生活が困難であり、かつ保護者の就労等で自宅での保育が困難な期間、一時的にお預かりいたします。

■**愛泉幼稚園**
●**対象者**　生後６か月から小学6年生までの児童
●**利用時間と料金**　時間　平日：午前８時～午後５時
料金　150円／１時間

■**済生会宇都宮病院保育施設　おはなほいくえん**
●**対象者**　生後３か月から概ね小学6年生までの児童
●**利用時間と料金**　時間　平日：午前８時～午後６時　土曜日：午前８時～午後１時
料金　１回2,500円

■**新小山市民病院病児保育室　ひまわり**
●**対象者**　生後６か月から小学6年生までの児童
●**利用時間と料金**　時間　平日：午前６時～午後６時
料金　１回2,000円

子育て短期支援事業（ショートステイ）

000255　こども福祉課　☎32-8903

保護者が疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、原則７日以内として養育・保護を行います。

育児ママ・パパリフレッシュ利用券

002443　こども福祉課　☎32-8903

保育園等に入所していない乳幼児を養育する同居の保護者が、リフレッシュや通院などで乳幼児を預けたいときに利用できる、一時的な保育サービスの利用券を発行します。

●**対象者**　市内に住所を有する、生後３か月から３歳未満の健康な乳幼児を養育している方
●**備　考**　在宅乳幼児１人につき３６枚（３６時間分）の利用券を配布します。１枚につき１時間の利用ができます。１回最大４枚（４時間）の利用が可能です。
●**利用施設**　あおば保育園、わかば保育園、第二愛泉幼稚園、むつみこども園、第二薬師寺幼稚園、愛泉幼稚園、薬師寺幼稚園、グリム保育園、野ばら幼稚園、薬師寺保育園

一時保育

保護者の傷病、事故、冠婚葬祭等一時的に家庭における保育が困難となる児童に対し、一時的に預かり保育を行います。

●**対象者**　市内に住所を有する小学校就学前の児童
●**利用施設**　グリム保育園、薬師寺保育園、あおば保育園、むつみ愛泉こども園、第二愛泉幼稚園、わかば保育園、愛泉幼稚園、野ばら幼稚園、第二薬師寺幼稚園、薬師寺幼稚園

※申し込みは各教育・保育施設に直接行ってください。また、それぞれ保育料や保育年齢等が異なりますので、詳細は各教育・保育施設にお問い合わせください（４１ページ「保育園・児童館・子育て支援センター」及び４６ページ「子育て支援マップ」を参照ください。）。

子育て世代の方へ
22

学校について

就学援助制度

001358　学校教育課　☎32-8918

経済的な理由によって就学困難な児童・生徒、入学予定者の保護者に対して、小・中学校でかかる経費(学用品費・給食費など)の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図る制度です。

●**対象者**　下野市に住所があり、次の要件のいずれかに該当する方が対象となります。

①生活保護を受給している世帯　②市民税が非課税の世帯
③児童扶養手当を受給している世帯
④保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる世帯　など

●**申請方法**　申請書記入後、地区の民生委員児童委員に直接、返信用封筒とともにお渡しください。学校長及び民生委員の意見や、世帯全員の課税状況、家庭の事情等を教育委員会で審査します。家族全員の収入について、収入の有無に関係なく申告していただく必要があります。詳細は学校教育課にお問い合わせください。

入学準備金制度

004458　学校教育課　☎32-8918

4月に小学校・中学校に入学予定のお子様がいる保護者で、就学援助の要件に該当し、かつ援助を希望する保護者の方に、就学援助費のうち新入学学用品費を入学準備金として入学前の2月に支給する制度です。詳細は学校教育課にお問い合わせください。

奨学金制度

002803　教育総務課　☎32-8917

経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対し、無利子で学資の貸し付けを行うことにより、教育の機会均等を図り、 有能な人材の育成と下野市の教育進展を目的とする制度です。

●**奨学金貸付額**

修学資金貸付額は選択制です。入学一時金は修学資金とセットでの貸付となります。

	修学資金	入学一時金
高等学校奨学生	月額2万円	10万円
大学等奨学生	月額3万円	50万円
	月額4万円	30万円
	月額5万円	貸付対象外

●**受付期間**　貸付前年度の11月～12月初旬

●**募集人数**　10名程度（定員に満たない場合は追加募集有り）

●**申請資格**

①高等学校（高等専門学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）に在学又は入学しようとする方
②学業成績が優秀で意欲があり、品行方正な方。学業成績は5段階評定で3.0（平均）以上
③経済的理由により修学が困難な方（栃木県育英会の収入基準に準ずる）
④確実な連帯保証人を2名付することができる方（うち1名は保護者。連帯保証人は、独立の生計を営んでいる満20歳以上の方で、市区町村税を完納している方）
⑤保護者が下野市に1年以上住所を有する方
⑥他の機関から奨学金その他これに類するものの給付または貸付を受けていない方

●**償還期間・償還方法**　貸付期間の2倍または2.5倍の期間内に償還(年賦、半年賦、月賦)

※奨学金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は延滞金がつきます。

緊急在学奨学金制度

002803　教育総務課　☎32-8917

主たる家計支持者が、死亡・疾病・失職・被災等により家計に著しい影響を受けたため、経済的な理由により修学の継続が困難になった方を対象としています。

●**受付期間**　6月～2月下旬

●**申請資格等**　年度途中でこの制度を利用したい方は、教育総務課までご相談ください。

子育て世代の方へ
23

ひとり親家庭向けの支援

児童扶養手当

003115

こども福祉課　☎32-8903

離婚などにより父または母と生計を共にしていない児童の母または父（以下、「保護者」という）が児童を監護するとき、もしくは保護者が監護しない場合においては保護者以外の方（祖父母など）が該当児童を監護するときに、対象児童が１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（重度の障がいの場合は２０歳未満）、手当が支給されます。ただし、手当の支給には所得制限があるほか、公的年金との併給調整など詳細な条件があります。

●**手当額**　前年（１月～９月に申請する場合は前々年）の所得額により手当の一部または全部が制限されます。

●**基本月額**（手当額は物価変動等により変更になる場合があります。）令和２年４月現在

全部支給	４３，１６０円
一部支給	４３，１５０円～１０，１８０円

●**加算額（月額）**

２人目	全部支給	１０，１９０円
	一部支給	１０，１８０円～５，１００円
３人目以降	全部支給	６，１１０円
	一部支給	６，１００円～３，０６０円

遺児手当

002720

こども福祉課　☎32-8903

父母の一方または両方が死亡した義務教育終了前の児童を養育している方に対し手当が支給されます。

●**手当額**　原則として、住民税の所得割が課税されている場合、支給制限されます。
児童１人につき3,000円（月額）

自立支援教育訓練給付金

003124

こども福祉課　☎32-8903

●**自立支援教育訓練給付金**

母子家庭・父子家庭の親（児童扶養手当受給者等）が、就職のために必要な能力開発に取り組むため、市があらかじめ指定した講座を受講した場合に、経費の６割（一般教育訓練給付金等指定講座…1万2千円以上・上限20万円、専門実践教育訓練給付金指定講座…1万2千円以上・上限80万円）を支給します。受講開始手続きの前に、対象講座指定申請書を提出し、対象講座の指定を受ける必要があります。詳細な条件がありますので、必ず事前にこども福祉課へご相談ください。

高等職業訓練促進給付金
高等職業訓練修了支援給付金

002995

こども福祉課　☎32-8903

母子家庭・父子家庭の親（児童扶養手当受給者等）が、就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関において修業する際に、生活に要する費用の一部を支給します。詳細な条件がありますので、養成機関への修業開始の手続き前に、取得しようとする資格や取得後の就業に関して、必ず事前にこども福祉課へご相談ください。

●**支給額**

①高等職業訓練促進給付金
修業期間中の生活費の負担を軽減するため、修業期間（上限あり）について、訓練促進費（月額最高10万円、修業期間最後の12か月は月額最高14万円）を支給します。

②高等職業訓練修了支援給付金
養成訓練の修了後に一時金（最高50,000円）を支給します。

●**対象となる資格**　看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師、歯科衛生師、その他市長が認める資格

高等学校卒業程度認定試験合格支援制度

002994

こども福祉課　☎32-8903

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または子（児童扶養手当受給者等）が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の一部を支給します。
詳細な条件がありますので、必ず事前にこども福祉課へご相談ください。

子育て世代の方へ
24

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

003758　こども福祉課　☎32-8903

福祉資金は、母子父子寡婦家庭の生活の安定とその扶養する児童（子）の福祉の向上を図るための制度です。

●**対象者**

①母子家庭の母…配偶者のいない女性で、児童（２０歳未満の子）を扶養している方
②父子家庭の父…配偶者のいない男性で、児童（２０歳未満の子）を扶養している方
③父母のいない児童（２０歳未満の子）
④寡婦…かつて母子家庭の母であった方(現在児童を扶養していない場合は所得制限あり)
⑤４０歳以上の配偶者のいない女性（所得制限あり）
⑥母子・父子福祉団体

●**貸付金の種類**　就学支度資金、修学資金、修業資金　就職支度資金等の１２種類です。貸付の利用にあたっては、貸付要件がありますので、早めにこども福祉課にご相談ください。

ＪＲ通勤定期乗車券割引制度

002606　こども福祉課　☎32-8903

児童扶養手当を受給している方または同一世帯の方が、ＪＲの通勤定期乗車券購入時に割引になる制度です。学割など他の割引制度との併用はできません。定期券の購入時に、特定者資格証明書（写真付）及び特定者用定期乗車券購入証明書が必要ですので、こども福祉課に交付申請してください。

子育てについて知りたい

利用者支援事業

004723　こども福祉課　☎32-8903

教育・保育施設や地域子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報収集を行います。

子育て支援センター

002432　こども福祉課　☎32-8903

乳幼児期のお子さんと保護者のみなさんの交流の場です。お子さんとの遊びをとおして、地域のみなさんで支えあい、「あたたかく、ゆったり」とした子育てができるよう応援します。また、子育て相談も実施していますので、家庭で育児に悩んだり、不安に思ったりしている方はぜひ遊びに来てください。

●**対象者**　就学前のお子さんと保護者の方

※施設の場所は４６ページ「子育て支援マップ」をご覧ください。

新生児聴覚検査

002005　健康増進課　☎32-8905

生まれてくる赤ちゃんの耳のきこえの障がいを早期発見するため、新生児聴覚検査費用を助成します。受診票は母子手帳交付時に発行します。

産後ケア事業

005628　健康増進課　☎32-8905

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てできるよう支援を行います。利用にあたっては、早めに健康増進課にご相談ください。

●**対象者**　出産後１年を超えない母子で、家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない方（内容によって対象が異なります）

●**内容**　①宿泊型　②デイサービス型　③訪問型　※利用期間は①と②と③合わせて7日間

●**利用料**　課税世帯は2割負担、非課税世帯・生活保護世帯は無料となります。利用施設によっては自己負担が発生することがあります。

乳幼児健診

001994　健康増進課　☎32-8905

４か月児・１０か月児・１歳６か月児・３歳児健診を、毎月１回実施します。４か月児健診ではブックスタート事業として絵本を１冊プレゼントします。対象児には個別に通知します。

２歳児歯科検診

006115　健康増進課　☎32-8905

１歳６か月健診から３歳児健診までの期間における虫歯予防対策として、２歳児歯科検診を実施しています。対象のお子さんには、個別に通知します。

子育て世代の方へ
25

身近な相談窓口　このほかの相談窓口は５０ページ「相談窓口一覧」をご覧ください。

ふわり（子育て世代包括支援センター）

004203　健康増進課　☎32-8905

妊娠期から子育て期にわたる様々な母子保健に関するニーズに対して、総合的相談支援を提供します。保健師、助産師(母子保健コーディネーター)がきめ細かな支援を行います。

子育て相談

003426　健康増進課　☎32-8905

就学前のお子さんの子育て全般、関わり方、発達について、保健師・臨床心理士が相談に応じます。（来所の場合は要事前連絡、電話相談可）

●**日　時**　月～金曜日　午前８時３０分～午後５時１５分

育児相談・子育て巡回相談

006036　健康増進課　☎32-8905

保健福祉センターゆうゆう館にて、月に1回保健師・助産師・管理栄養士（奇数月のみ）による育児相談を実施しています。予約制ですので事前にお申し込みください。また、市内子育て支援センターつくし・ゆりかご・みるくで、臨床心理士・公認心理師が各支援センターに２か月に１回巡回相談を実施しています。

児童家庭相談

003112　こども福祉課　☎32-8903

お子さん（０～１８歳未満）とその家族の悩みについて、家庭相談員や保健師が相談に応じます。（来所の場合は要事前連絡、電話相談可）

●**日　時**　月～金曜日（祝日、年末年始除く）　午前９時～午後５時

児童虐待相談

003112　こども福祉課　☎32-8903

虐待が疑われる場合や、発見した場合にご相談ください。
（来所の場合は要事前連絡、電話相談可）

●**日　時**　月～金曜日（祝日、年末年始除く）　午前８時３０分～午後５時15分

※土・日・祝日及び夜間は、県の児童虐待緊急ダイヤル（☎028-686-3005）もしくは児童相談所全国共通ダイヤル（☎１８９）をご利用ください。

母子父子家庭及び婦人相談

003759　こども福祉課　☎32-8903

母子父子家庭の相談や婦人相談（DV等含む）について、母子・父子自立支援員兼婦人相談員が相談に応じます。（来所の場合は要事前連絡、電話相談可）

●**日　時**　月～金曜日（祝日、年末年始除く）　午前９時～正午、午後１時～５時

ＤＶホットライン

ホットライン番号　☎32-8724　※緊急時は警察１１０番へ

ドメスティックバイオレンス（DV）などについて、女性職員が電話で相談に応じます。

●**日　時**　月～金曜日（祝日・年末年始除く）　午前９時～正午、午後１時～５時

学校教育サポートセンター

004111　☎52-1140

学校教育上で発生する就学相談、いじめ、不登校、学校に関することなどの諸問題の解決を目指し、教育相談及び適応指導を行う、児童生徒・保護者・教職員のみなさんにむけた支援機関です。来所しての面接相談（予約制）や電話による相談ができます。

●**受付時間**　午前9時～午後4時（木曜日は午後5時30分まで、土・日・祝日は休み）

●**場所**　下野市花の木2-2-25

心配ごと相談・法律相談

002498　下野市社会福祉協議会　☎43-1236

民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談委員による「心配ごと相談」と弁護士による「法律相談」事業です。住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行います。

●**対象者**　市内にお住まいの方　●**場所**　ゆうゆう館

●**備　考**　各相談日等は、毎月の広報しもつけでご確認ください。（法律相談は要事前予約）

26

健康診査について

各種健康診査・がん検診

004996

健康増進課　☎32-8905

下野市では、がん検診・特定健診等の各種検診を集団検診及び個別検診（医療機関）で実施しています。検診日程・料金等の詳細は「広報しもつけ」及び市のホームページでお知らせします。

申し込み、お問い合わせについては健康増進課までお願いします。

検診の種類	対象者（年度末年齢）	検診内容等
胃がん検診	40歳以上	胃部レントゲン間接撮影（胃バリウム）（※１）
胃ハイリスク検査（ＡＢＣ検診）	40歳の方 または、 45・50・55・60・65・70・75歳の方で今まで胃ハイリスク検査を受けたことがない方	血液検査 （ペプシノゲン検査・ ヘリコバクターピロリ抗体検査）
肺がん検診	40歳以上	胸部レントゲン撮影（喀痰検査）
大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査（２日法）
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査（ＰＳＡ腫瘍マーカー検査）
子宮頸がん検診	20歳以上の女性（※２）	子宮頸部細胞診検査、ＨＰＶ検査
乳がん検診	40歳以上の女性	マンモグラフィ検査、超音波検査
	35～39歳の女性	超音波検査のみ
肝炎ウイルス検診	40歳の方 または、 45・50・55・60・65・70歳の方で今まで肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査）
歯周疾患検診	40・50・60・70歳	歯周ポケット測定検査
骨密度検査	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	超音波検査（かかと）
青年期生活習慣病（ヤング）健診	20～39歳	計測（BMI）・血圧測定・血液検査（脂質検査・ヘモグロビンＡ１c等）・尿検査
結核健診	65歳以上	胸部レントゲン間接撮影
特定健診	40歳以上75歳未満	下野市国民健康保険の加入者は、計測（腹囲測定）、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図等 ※国保以外の方は勤務先担当者にご確認ください。

（※１）消化管穿孔・閉塞またはその疑い・バリウム過敏症・腸管憩室等の方で、胃バリウム検査を受けられない方は、胃内視鏡検査を受けられる可能性があるため、市にお問い合わせください。（個人負担金4,300円）

（※２）令和元年度または令和２年度の検診結果により対象外になる方は除きます。

健康づくりに関すること

27

予防接種について

定期の予防接種・任意の予防接種

002281　健康増進課　☎32-8905

下野市で公費助成を実施している予防接種は次のとおりです。委託医療機関で個別に接種を受けることができます。（※医療機関へは事前に電話等で予約をしてください。）

●こども（定期）

予防接種名	対象者	最初の接種時期	標準的な接種スケジュール（回数）		費用
ヒブ	生後2月から生後60月（5歳）に至るまで ※最初の接種時期で回数が変わります。(右記参照)	生後2月から生後7月に至るまで	初回(3回)	生後12月に至るまでの間に、27日以上の間隔をあけて3回接種 ※生後12月を超えた場合、初回の残りの接種は行わない。追加接種は可能	無料
			追加(1回)	初回接種終了後、7月以上の間隔をあけて1回接種	
		生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまで	初回(2回)	生後12月に至るまでの間に、27日以上の間隔をあけて2回接種 ※生後12月を超えた場合、初回の残りの接種は行わない。追加接種は可能	
			追加(1回)	初回接種終了後、7月以上の間隔をあけて1回接種	
		生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまで	1回	生後60月に至るまでに1回接種	
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月（5歳）に至るまで ※最初の接種時期で回数が変わります。(右記参照)	生後2月から生後7月に至るまで	初回(3回)	・生後１２月に至るまでの間に、27日以上の間隔をあけて3回接種 ※2回目の接種が生後12月を超えた場合は、3回目の接種は行わない。 ※2回目・3回目の接種が生後24月を超えた場合は行わない。 ・追加接種は可能	
			追加(1回)	初回接種終了後、60日以上の間隔をあけて、生後12月に至った日以降に1回接種	
		生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまで	初回(2回)	・生後１２月に至るまでの間に、27日以上の間隔をあけて2回接種 ※2回目の接種が生後24月を超えた場合は行わない。 ・追加接種は可能	
			追加(1回)	初回接種終了後、60日以上の間隔をあけて、生後12月に至った日以降に1回接種	
		生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまで	2回	生後60月に至るまでに60日以上の間隔をあけて2回接種	
		生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまで	1回	生後60月に至るまでに1回接種	

健康づくりに関すること

28

<table>
<tr><th>予防接種名</th><th>対象者</th><th colspan="2">標準的な接種スケジュール（回数）</th><th>費用</th></tr>
<tr><td>B型肝炎</td><td>生後1歳に至るまで</td><td>3回</td><td>・生後2月から生後9月に至るまでの間に3回接種
・初回接種から27日以上の間隔をあけて2回目を接種
・初回接種から139日以上の間隔をあけて3回目を接種</td><td rowspan="16">無料</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四種混合</td><td rowspan="2">生後３月から
生後９０月（７歳６か月）に至るまで</td><td>1期初回
（3回）</td><td>生後3月から生後12月に至るまでの間に、20日以上の間隔をあけて3回接種</td></tr>
<tr><td>1期追加
（1回）</td><td>1期初回（３回）接種終了後、12月から18月までの間隔をあけて1回接種
※最短6月以上の間隔で接種可能。</td></tr>
<tr><td>ＢＣＧ</td><td>生後１歳に至るまで</td><td>1回</td><td>生後5月から生後8月に至るまでの間に1回接種</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＭＲ</td><td rowspan="2">１期：生後12月から
生後24月に
至るまで

２期：年長児</td><td>1期
（1回）</td><td>生後12月から生後24月に至るまでの間に1回接種</td></tr>
<tr><td>2期
（1回）</td><td>年長児（小学校に入学する前年度の4月1日～3月31日までの間）に1回接種</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水痘</td><td rowspan="2">生後12月から
生後36月に至るまで</td><td>初回
（1回）</td><td>生後12月から生後15月に至るまでの間に1回接種</td></tr>
<tr><td>追加
（1回）</td><td>初回接種後、6月から12月までの間隔をあけて1回接種
※最短3月以上の間隔で接種可能</td></tr>
<tr><td rowspan="4">日本脳炎</td><td rowspan="3">１期：生後6月から
生後90月に
至るまで

２期：9歳以上13歳未満</td><td>1期初回
（２回）</td><td>3歳に達した時から４歳に達するまでの間に、6日以上の間隔をあけて2回接種</td></tr>
<tr><td>1期追加
（１回）</td><td>1期初回接種終了後おおむね1年の間隔をあけて1回接種
※最短６月以上の間隔で接種可能</td></tr>
<tr><td>2期</td><td>9歳児に1回接種</td></tr>
<tr><td colspan="3">特例措置1
●平成7(1995)年4月２日～平成19(2007)年4月1日生まれの方は、20歳未満までに残りの接種回数を接種</td></tr>
<tr><td colspan="3">特例措置2
●平成19(2007)年4月2日～平成21(2009)年10月1日生まれの方は、２期対象期間（9歳以上13歳未満）の間に1期の不足分を接種可能</td></tr>
<tr><td>二種混合</td><td>１１歳以上13歳未満</td><td>1回</td><td>小学校6年生時に1回接種</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ロタ</td><td>ロタリックス（１価）
生後６週～生後２４週までの間</td><td>2回</td><td>生後６週～生後２４週の間に４週以上の間隔をおいて２回接種</td></tr>
<tr><td>ロタテック（５価）
生後６週～生後３２週までの間</td><td>3回</td><td>生後６週～生後３２週の間に４週以上の間隔をおいて３回接種</td></tr>
<tr><td rowspan="2">子宮頸がん予防</td><td rowspan="2">小学校6年生～高校１年生相当の女子
※現在、積極的にはお勧めして いませんが、対象者は無料で接種できます。
※ワクチンにより接種間隔が異なります。</td><td>サーバリックス</td><td>・中学校1年生時に3回接種
・初回接種から1月後に２回目を接種、初回接種から6月後に3回目を接種</td></tr>
<tr><td>ガーダシル</td><td>・中学校1年生時に3回接種
・初回接種から2月後に２回目を接種、初回接種から6月後に3回目を接種</td></tr>
</table>

健康づくりに関すること

29

健康づくりに関すること

●こども（任意）

予防接種名	対象者	標準的な接種スケジュール（回数）		費用
おたふくかぜ	1歳以上2歳未満(1回目) 年長児(2回目) ※おたふくかぜにかかったことがある方は対象外になります。	2回	対象期間内に1回接種	接種額から3,000円を控除した額
インフルエンザ	生後６か月から小学校６年生 ※毎年１０月１日から翌年２月末まで	２回	期間中に２～４週間の間隔をおいて２回	接種額から2,000円を控除した額

●おとな（定期）

予防接種名	対象者	費用
高齢者インフルエンザ	・接種時65歳以上（年1回） ・接種時60～64歳の心臓・腎臓・呼吸器疾患・免疫機能障がい1級程度の方 ※毎年、10月1日～翌年2月末まで	1,300円 (注１) (注２)
高齢者肺炎球菌	令和３年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方で過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがない方（生涯1回）	接種額から３,５００円を控除した額(注３)
風しん（第5期）	昭和37年4月2日生～昭和54年4月1日生の男性で、風しん抗体検査の結果、抗体価が低いと判定された方。 ※対象者には抗体検査及び予防接種のクーポン券を送付しています。クーポン券がお手元にない方は健康増進課へご連絡ください。 ※令和4年3月31日までの時限措置になります。	無料

●おとな（任意）

予防接種名	対象者	費用
MRと風しん	19歳以上で次のいずれにも該当する方(生涯１回) ・妊娠希望の49歳以下の女性及びその夫、または妊婦の夫 ・風しんの抗体検査値が低値と判明している方	接種額からMRは5,000円、風しんは3,000円を控除した額

（注１）生活保護世帯は無料です。ただし、接種額が5,148円を超える場合は、接種額から5,148円を控除した額になります。
（注２）接種額が5,148円を超える場合は、接種額から3,848円を控除した額になります。
（注３）生活保護世帯は、接種額から8,000円を上限に控除した額になります。
※「至るまで」「未満」とは誕生日の前日までとなります。
※複数回接種するワクチンには、それぞれ定められた間隔があります。
※定期接種については、免疫不全等により、インフルエンザ・高齢者肺炎球菌以外の予防接種ができなかった方は、医師の意見書等により、回復後２年間は無料で接種を受けられる場合があります。（詳細はお問い合わせください。）

30

健康増進について

健診結果説明会
006895　健康増進課　☎32-8905

特定健診、各種検診等の結果の見方のポイントや、生活習慣病予防のアドバイスを行います。

●**対象者**　特定健診、各種検診を受診した方

特定保健指導
006895　健康増進課　☎32-8905

特定健診を受診された方のうち、メタボリックシンドローム該当・予備群の方を対象に、判定結果に応じた保健指導を実施します。

●**対象者**　下野市国民健康保険加入者40歳～７４歳で特定健診受診結果、保健指導レベルが積極的支援、動機づけ支援と判定された方

運動基礎教室
002938　健康増進課　☎32-8905

生活習慣病の予防には適度な運動が欠かせません。あなたも健康づくりを始めてみませんか。

●**対象者**　20歳～74歳で健康づくりのための運動に興味がある方

健康づくり基礎教室
002938　健康増進課　☎32-8905

生活習慣を見直す機会にしてみませんか。
健診結果を確認しながら、生活習慣病予防のための食事と運動の講話と実践を行います。

●**対象者**　２０歳以上で健康診断を受診された方

高血圧予防教室
002938　健康増進課　☎32-8905

高血圧は心臓病や脳卒中の原因のひとつです。生活を見直して高血圧を予防しましょう。
高血圧予防のための食事と運動の講話と実践を行います。

●**対象者**　４０～74歳以下で健康診断の結果、血圧が要指導以上で内服治療していない、またはeGFRが要指導の方

がん患者ウイッグ等購入費助成金交付事業
005524　健康増進課　☎32-8905

がんの治療に伴う外見の変化をカバーするための頭髪補整具及び乳房補整具の購入に要する経費の一部を助成することにより、がん患者の心理的及び経済的負担の軽減を図り社会生活を支援します。

●**対象者**　次の①～④をすべて満たす方
①市内に住所を有し、がんと診断され、その治療を行っている方
②がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、就労、社会参加に支障があり、または支障のおそれがあり、補整具が必要となっている方
③市税を滞納していない方
④過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていない方

●**助成金交付額**　補整具の購入経費の1/2に相当する額
上限額　頭髪補整具30,000円　乳房補整具20,000円
(助成は一人各1回限り、乳房補整具は左右各1回まで)

健康づくりトレーニング
004961　きらら館（トレーニング室）　☎52-3711

保健福祉センターきらら館トレーニング室において、生活習慣病等の予防と健康づくりを目的に、有酸素運動やレジスタンストレーニングを中心とした運動指導を行っています。

●**対象者**　市内に居住または勤務する１６歳以上の方

※きらら館トレーニング室は健康づくりを目的とした施設で、スポーツトレーニングは対象としていません。また、利用にあたり、事前に講習を受講していただく必要があります。きらら館（トレーニング室）指定管理者（☎52-3711）にお問い合わせください。（水曜日定休）
※令和2年度から、医師から処方された「運動処方箋」（生活習慣病疾病に限る）によりトレーニングを行っている方の施設利用料は、税の医療費控除対象となりました。

健康づくりに関すること
31

骨髄移植ドナー支援事業

検索 004949

健康増進課　☎32-8905

公益財団法人日本骨髄バンク事業による骨髄の提供者（ドナー）及びその方が勤務する市内事業所に奨励金を交付します。

●**奨励金**　ドナー2万円/日、事業所1万円/日（いずれも7日を上限）

●**対象者**　次の①～③をすべて満たす方及びその対象者が勤務する市内の事業所

①日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業に登録し、骨髄または末梢血管細胞の提供を完了された方　②提供時に市内に住所を有する方　③市税の滞納がない方

※ドナー提供可能年齢は、20歳以上、55歳以下で提供にあたっては家族の同意が必要です。

ラジオ体操普及事業

検索 005578

健康増進課　☎32-8905

市民の健康増進並びに住民同士の地域づくりの場としてラジオ体操の普及を図るため、ラジオ体操用のＣＤ等を支給します。

●**支給対象要件**

①代表者が下野市に住所を有し、5人以上が活動する団体

②月2回以上のラジオ体操を実施できること

③年1回以上市が配布する健康に関するアンケートに協力できること

●**支給事業用品**

ラジオ（本体）1台またはラジオ体操用ＣＤ1枚　1団体につき1回限り

●**申請方法**

健康増進課窓口・市ホームページで配布する申請書等を健康増進課へ提出してください。

身近な相談窓口

このほかの相談窓口は５０ページ「相談窓口一覧」をご覧ください。

病態別栄養相談

検索 003477

健康増進課　☎32-8905

生活習慣病でお困りの方などを対象に栄養相談を実施しています。ご希望の方は主治医にご相談のうえ、健康増進課に電話でお申し込みください。

●**対象者**　糖尿病、脂質異常症などの慢性疾患で食事療法が必要な方、その他貧血、肥満など食生活でお困りの方（※原則、市内医療機関の主治医からの紹介が必要です。）

健康相談

検索 002726

健康増進課　☎32-8905

特定健診の結果についてよくわからない、生活習慣病やメタボリックシンドロームが心配など、ご自分やご家族の身体や心の健康について、保健師や管理栄養士等が相談に応じます。相談を希望される方は、事前にお問い合わせください。

こころの健康相談

検索 002562

健康増進課　☎32-8905

精神科医が対応する「こころの健康相談」を年６回実施しています。予約制になりますので、相談を希望される方は事前にご連絡ください。また、開催日等については「広報しもつけ」または市のホームページをご覧ください。

健康づくりに関すること

32

生活に役立つ支援

住居確保給付金（離職者向け）

006027

下野市社会福祉協議会　☎43-1236

離職・廃業又は本人の都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した、又は喪失するおそれのある者を対象に、家賃相当分の給付金（上限あり）を支給するとともに、自立相談支援機関（下野市の場合、下野市社会福祉協議会）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

●対象者

申請時において、下表の①から⑧までの全ての項目に該当する者が支給対象者となります。

<table>
<tr><th></th><th>支給対象者の要件</th></tr>
<tr><td>①</td><td>離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者</td></tr>
<tr><td>②</td><td>次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者
（ア）申請日において、離職、廃業の日から２年以内である者
（イ）申請日の属する月において、申請者本人の責によらない理由により、やむを得ない休業等を余儀なくされ、収入を得る機会が減少している者</td></tr>
<tr><td>③</td><td>次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者
（ア）上記②（ア）に該当する場合、離職等の日において、世帯の主たる生計維持者である者
（イ）上記②（イ）に該当する場合、申請日の属する月において、世帯の主たる生計維持者である者</td></tr>
<tr><td>④</td><td>申請日の属する月において、申請者の世帯全員の月額収入（年金等の公的給付含む）の合計額が、次表の収入基準額以下であること
□収入基準額（６人以上の世帯の場合は、必要に応じ、お問い合わせ下さい）
<table>
<tr><th>世帯人数</th><th>１人</th><th>２人</th><th>３人</th><th>４人</th><th>５人</th></tr>
<tr><td>収入基準額</td><td>家賃実費分
＋７８千円</td><td>家賃実費分
＋115千円</td><td>家賃実費分
＋141千円</td><td>家賃実費分
＋175千円</td><td>家賃実費分
＋209千円</td></tr>
<tr><td>収入基準額の上限額</td><td>110,200円</td><td>154,000円</td><td>182,800円</td><td>216,800円</td><td>250,800円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>申請日において、申請者の世帯全員の預貯金額の合計額が、次表の金融資産額以下であること
●金融資産額
<table>
<tr><th>世帯人数</th><th>１人</th><th>２人</th><th>３人</th><th>４人</th></tr>
<tr><td>金融資産額</td><td>468千円</td><td>690千円</td><td>846千円</td><td>1,000千円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>申請者の世帯全員が、国・県等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>申請者の世帯全員が、暴力団員でないこと</td></tr>
</table>

●支給額　地域ごとに定められた生活保護の住宅扶助特別基準額を上限とします。

●支給期間　３か月（一定の条件を満たす場合、２回延長可【最長９か月】）
※申請月以降に支払うべき家賃を支給　※滞納した家賃への充当は不可

●備　考　不動産仲介業者等の口座に直接支払います。（代理納付）

その他の生活支援
33

生活困窮者自立相談支援事業

下野市社会福祉協議会　☎43-1236

生活困窮状態から早期自立を支援する事業です。家賃が払えない、経済的に不安、仕事がない、引きこもり、病気が心配など生活の不安や悩み事について、お気軽にご相談ください。

●**相談窓口**　下野市社会福祉協議会

●**支援内容**　相談者の個々の状態に応じて、就労支援や債務相談など、自立に向けた支援を行います。

生活保護

🔍 001499

社会福祉課　生活保護グループ　☎32-8901

生活保護は、資産や能力などを活用しても、なお生活に困る世帯に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、再び自分の力で生活できるよう援助する制度です。生活にお困りの方は、お気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員

🔍 002363

社会福祉課　社会福祉グループ　☎32-8899

私たちが日常生活を営む中で、福祉や子育てに関わることなど、様々な問題に直面することがあります。また、核家族化や一人暮らし高齢者世帯の増加など、家庭環境の変化により、心配ごとや悩みごとの内容も複雑化しています。私たちの周りにはそのような問題を抱えているにもかかわらず、相談する相手がいないまま悩んでいる方も多いのではないでしょうか。

民生委員・児童委員はこうした方の立場に立ち、親身になって相談に応じます。問題などを解決するために行政や専門機関とのパイプ役となり、福祉サービスを紹介するなどの活動をしています。また、安否確認や困りごとなどの相談に応じるため、地域の高齢者宅などに出向くことがありますので、お気軽にご相談ください。

※民生委員・児童委員には守秘義務（民生委員法第１５条）があります。相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください。

※民生委員・児童委員はそれぞれ担当地区（受け持ち地区）があります。お住まいの地区の民生委員・児童委員がわからないときは、社会福祉課までお問い合わせください。

その他の生活支援

34

介護保険施設等マップ

1 特別養護老人ホーム 煌(きらめき)
介護老人福祉施設
上古山1849-1
☎39-8341

2 認知症高齢者グループホーム いしばし
認知症対応型
共同生活介護
上古山569-1
☎53-8866

3 特別養護老人ホーム いしばし苑
介護老人福祉施設
上古山558-8
☎51-0151

4 特別養護老人ホーム いしばし
介護老人福祉施設
下古山1174
☎52-1484

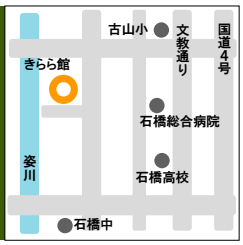

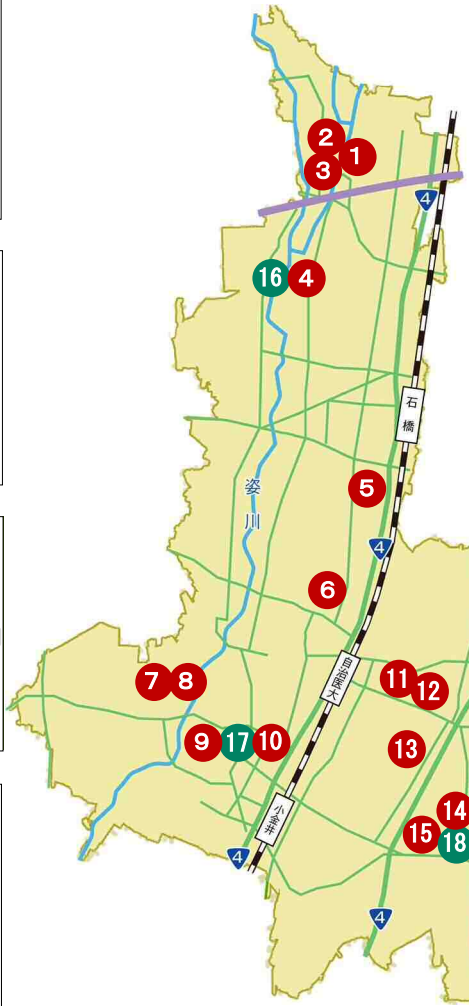

5 特別養護老人ホーム ゆうがおの丘
介護老人福祉施設
[地域密着型]
下石橋501-1
☎39-6640

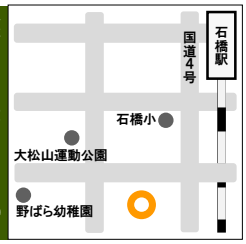

6 介護付有料老人ホーム 新(あらた)
特定施設
小金井2290-1
☎39-7230

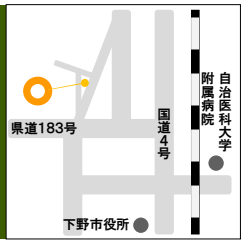

7 特別養護老人ホーム まほろばの里
介護老人福祉施設
箕輪441-1
☎44-5155

8 特別養護老人ホーム みのわ
介護老人福祉施設
[地域密着型]
箕輪441-1
☎38-7713

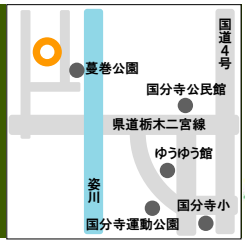

9 グループホーム [地域密着型] あすか
認知症対応型
共同生活介護
川中子1465-1
☎40-0102

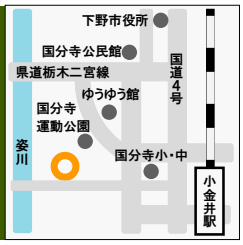

10 介護付高齢者住宅 ぬくもり
特定施設
小金井1-14-3
☎40-7770

11 グループホーム [地域密着型] ふれんど下野
認知症対応型
共同生活介護
薬師寺3178-6
☎39-6366

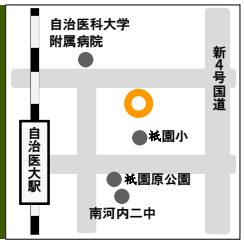

12 介護老人保健施設 お達者倶楽部
介護老人福祉施設
薬師寺2472-5
☎47-1090

13 特別養護老人ホーム 天寿荘
介護老人福祉施設
薬師寺1131-10
☎48-5588

14 グループホーム [地域密着型] 仁良川苑
認知症対応型
共同生活介護
仁良川1442
☎47-0022

15 特別養護老人ホーム にらがわの郷
介護老人福祉施設
仁良川1651-1
☎47-1171

16 地域包括支援センター いしばし
下古山1174
(特養いしばし内)
☎51-0633

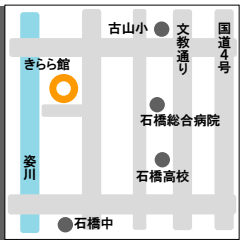

17 地域包括支援センター こくぶんじ
小金井789
(ゆうゆう館内)
☎43-1229

18 地域包括支援センター みなみかわち
仁良川1651-1
(にらがわの郷内)
☎48-1177

35

ヘルプカード （下野市）

障がいのある人が、いざというときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願いしやすくするためのカードです。緊急連絡先やかかりつけ医、健康状態等が記載されています。

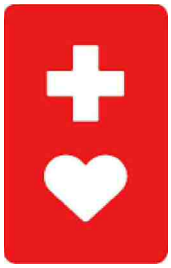

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。栃木県でも平成29年８月１日からこのマークを導入しています。 （栃木県）

ご存じですか？

障がいのある人に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークや表示があります。

マナーと思いやりを持って、これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。

おもいやり駐車スペース利用証

多くの人が利用する店舗や病院などの、身体に障がいの駐車場を利用できる方を明らかにするため、栃木県では共通する利用証を交付する「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」を実施しています。

（栃木県）

身体障がい者マーク

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示は努力義務です。

危険防止のためや、やむを得ない場合を除き、このマークを表示した車に対して無理に幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。 （警察庁）

障がい者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。車いすを利用する方に限らず、全ての障がい者を対象としています。（財団法人日本障害者リハビリテーション協会）

聴覚障がい者マーク

聴覚障がいがあることを理由に免許の条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示は努力義務です。

危険防止のためや、やむを得ない場合を除き、このマークを表示した車に対して無理に幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。 （警察庁）

聴覚障がい者を表示する国際シンボルマーク

世界ろう連盟が、1979年にブルガリアで開催した総会での一般会員による投票により半数以上の支持を得たものです。いくつかの国で定期刊行物、ポスターやろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。 （世界ろう連盟）

ほじょ犬マーク

盲導犬、介助犬、聴導犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法が施行され、補助犬は公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも同伴することができるようになりました。 （厚生労働省）

視覚障がい者のための国際シンボルマーク

世界盲人会連合で1984年に制定された視覚障がい者のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。 （社会福祉法人日本盲人福祉委員会）

オストメイトマーク

人工肛門・人口膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口や案内誘導プレートに表示されています。

（社団法人日本オストミー協会）

耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

このマークを提示された場合は、相手が聞こえに不自由があることを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。

（社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）

ハート・プラスマーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

（特定非営利活動法人ハート・プラスの会）

障がいに関するシンボルマーク
36

就労継続支援Ｂ型事業所なのはな・すみれ

001360

身体、知的、精神に障がいのある方を対象に、その生活を支援し、軽作業等の就労訓練を通して自立を促進するための施設です。

梱包材料袋詰め、菓子箱折、ベビーバンドボタン付け、カメラ部品、自動車部品組立、旅行用ネームタッグ等の軽作業を行っています。生活能力の向上を目的とした所外研修や創作活動、レクリエーションなどの日中活動、さらに地域イベントへの参加やボランティアとの交流活動なども行っています。

●なのはな・すみれ
◎所在地：川中子3278
◎TEL：0285-32-6778

なのはな・すみれ

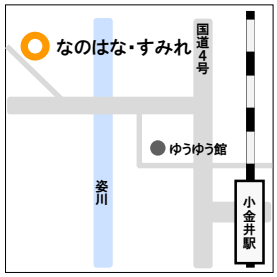

工房つばさ（就労移行支援・就労継続支援Ｂ型・生活介護）

000829

一般就労に向けて、老人福祉施設でのベッドメーキングやビジネスマナーの学習、金銭管理等の訓練を行っています。

パン菓子製造作業、軽作業（箱折り、熱カシメ作業等の下請け作業）、農園芸作業（季節の野菜及び漬物製造、もち・揚げ餅製造等）等の作業を中心に日課が組まれています。また、年に数回スポーツ、レクリエーション、見学等の活動を行っています。

身体や知的に重度の障がいのある方が施設に通うことにより、　入浴・食事・身辺介護等の生活支援や、文化活動・機能訓練・相談援助を受けながら、その人らしい生き方ができるよう支援します。

◎所在地：箕輪425-1
◎TEL：40-0388/FAX：40-6700

エール（就労継続支援Ｂ型）

000169

知的に遅れのある人や、体に不自由のある人の「仕事」と「暮らし」を応援する自立支援施設です。地域社会の中で就労と生活の場を持てること、そして何よりそれが楽しいことであるよう応援する施設です。具体的には、パンの製造販売、花・野菜の栽培販売、清掃、造園補助作業を行っています。レクリエーションとして、お花見会、バーベキュー会、夏祭り、小旅行、収穫祭、クリスマス会、お誕生日会、忘年会、新年会、季節のお楽しみ会等を行っています。また、福利厚生においては、避難訓練、健康診断を行っています。

◎所在地：薬師寺3150-1
◎TEL：40-7500/FAX：29-7470

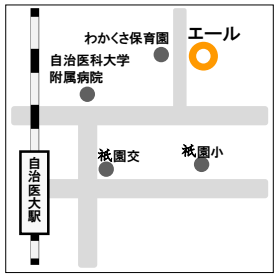

アクション下野（就労移行支援・就労継続支援Ａ型）

004136

アクション下野では、障がいをもっている方が、仕事を通し、自立した生活を送るための支援をします。専門知識を持った職業指導員を配置し指導することで、より的確な作業能力の向上を目指します。

ひとりひとりの目的や希望に添いながら、作業内容等を徐々にステップアップしていき、一緒に自立を目指しましょう。

◎所在地：石橋205-3
◎TEL：39-6361/FAX：39-6362

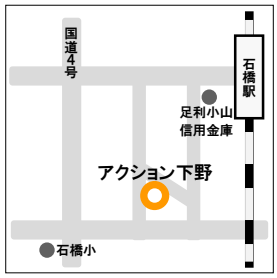

障がい福祉サービス施設・事業所
37

Enishi(えにし)（就労継続支援Ｂ型）

006169

Enishi（えにし）は、野菜の収穫から収穫した野菜の検品、袋詰め、袋へのシール貼り、販売店への納品といった、農業に関する様々な作業を中心としたB型事業所です。「障がいを持っているから働けないのではないか？」「誰に、どこに相談すれば良いか分からない……」ちょっとお茶を飲みに行くような、気軽な気持ちでご連絡ください。
◎所在地：石橋620-5
◎TEL：35-4398/FAX：028-333-5263

トータスアカデミー（就労継続支援Ｂ型）

006170

トータスアカデミーは、県内初の水産事業を行う就労継続支援B型事業所です。他企業からの受注作業ではなく、全て事業所内で作業とサービスを創造しています。
トータスアカデミーで取り扱う生体は「メダカ」です。生き物を育て繁殖にもチャレンジすることで生命の神秘に触れる事ができます。
また、生き物は眺めているだけでも情緒安定につながります。
ゆったりとした時間の流れの中で各々がやりがいを見つけて活躍できるような事業所を目指します。

◎所在地：薬師寺968-1
◎TEL：39-7377/FAX：39-7373

障害者支援施設・福祉型障害児入所施設　国分寺学園

001029

社会福祉法人下野会は1972年の設立以来、40年以上にわたり障がい児施設国分寺学園を運営してきました。平成25年7月には新・国分寺学園が竣工し、さらに手厚い支援ができるようになりました。
利用者の方々の安心・快適な環境を大切にして、集団生活のルールやあいさつ、身の回りのことができるように、日常生活の自立のために必要な訓練や職業的訓練を支援していきます。
◎所在地：国分寺1127-1
◎TEL：44-1478/FAX：44-5666

下野市こども発達支援センター　こばと園

000224

下野市こども発達支援センターこばと園は、未就学児で発達に心配のあるお子様（お友だちとうまく遊べない、言葉がゆっくり、落ち着きがない、こだわりがあるなど）に、グループ療育（小集団での運動遊び、感覚遊び、リズム遊び）を通し、発達を支援していく機関です。
◎所在地：下古山1220　きらら館内
◎TEL：44-6783　FAX：52-1300

障がい福祉サービス施設・事業所
38

下野市こども通園センター　けやき

004138

下野市こども通園センターけやきでは、発達が気になるお子様の成長をご家族と一緒にサポートいたします。お子様一人ひとりの発達段階に合わせ、運動・言語・生活習慣など、遊びや学びを通し豊かな成長が遂げられるよう、様々な療育プログラムを実施いたします。

◎所在地：駅東3-1-19
◎TEL：40-0909/FAX：37-7773

みのりの杜キッズスクール　自治医大

004139

みのりの杜キッズスクールでは、安全で安心できる集団生活の場を用意し、子どもたちの健全な成長を目的とした、利用児童・保護者の方の思いに寄り添える支援サービスを提供します。

◎所在地：祇園5-32-1
◎TEL：40-8201/FAX：40-8202

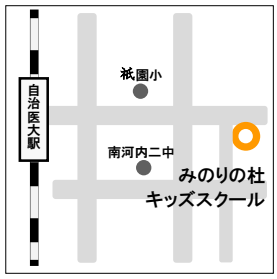

みのりの杜キッズスクール　小金井

005432

みのりの杜キッズスクール小金井では、主に中学生・高校生を対象に、安全で安心できる集団生活の場を提供するとともに、将来の生活に向けた創作活動や余暇支援などを提供しています。

◎所在地：小金井119
◎TEL：40-8555/FAX：40-8556

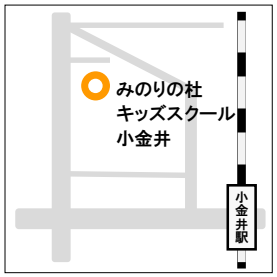

こどもサポート教室「きらり」下野校

005435

こどもサポート教室「きらり」下野校は、発達に課題があり支援を必要とするお子様を対象とした障がい児通所支援事業所です。

お子さま一人ひとりの発達状況や、保護者様の意向を伺いながらオーダーメイドの支援計画をたて、マンツーマンを主とした『個別療育』を行います。

◎所在地：駅東6-5-1
◎TEL/FAX：38-8803

トータスジュニア下野・自治医大

トータスジュニア下野では、運動・学習・あそびを通じて様々な体験、学習、仲間との交流などから「できた！」という成功体験を数多く提供し、日常生活における基本動作や考えること、挑戦すること、コミュニケーションの楽しさを伝えます。「できなかったことができるようになる」という成功体験を数多くすることで、子どもに自信がつきます。

通い始めて約3か月で成長が見て取れるお子さんもいらっしゃいます。

●トータスジュニア下野　005433
◎所在地：下古山2522-1
◎TEL：38-6740/FAX：38-6775

●トータスジュニア自治医大　006168
◎所在地：薬師寺968-1
◎TEL：32-6666/FAX：32-6570

トータスジュニア下野

トータスジュニア自治医大

障がい福祉サービス施設・事業所

39

放課後デイサービスASKAclubpure

2020年11月開所致しました。「ASKAclub pure(アスカクラブピュア）」です。ASKAclub大平に続き、下野市にスポーツ特化型児童発達支援事業・放課後デイサービスをオープン致しました。「運動メニュー」を軸に運動を通して集団活動、個別活動を行ないます。専門のスポーツ講師が直接指導します。 お子様の得意を伸ばしながら将来の自立就労、自立支援に向けて療育を行なっております。
◎所在地：医大前2−5−15
◎TEL：43-2525/FAX： 43-1239

下野市地域活動支援センター　ゆうがお

000549

地域で生活する精神の障がいのある方に、創作活動や生産活動の機会を提供し、地域生活を支援します。また、社会生活の交流を広げることを目的とした通所施設です。
◎所在地：石橋950-2　◎TEL/FAX：53-4621

小山富士見台病院デイケア　はばたき

000272

退院はしたがすることがない、話相手や友達が欲しい、生活のリズムを整えたい、働く準備をしたいなどのお悩みを感じている方が、グループ活動を通して社会生活をスムーズに送れるように支援を行っています。具体的には、物を作ったり、カラオケ、スポーツ、演劇活動、調理実習等を行っています。◎所在地：柴1123
◎TEL：44-0200/FAX：44-8163

グループホーム　ひかり・のぞみ

000213

富士見ハイツ（ひかり、のぞみ）は、世話人が配置されています。利用者の方の食事の提供や、金銭、服薬等の管理を行っています。時には、世話人と一緒に食事を作ったりすることもあります。なお、利用者の方は、当施設の協力医療機関でもある小山富士見台病院のデイケアに通所され、日中活動の場として利用されています。
◎所在地：柴1124　◎TEL：40-0061

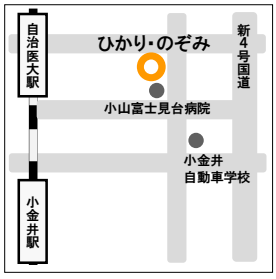

共同生活援助　小鳥の宿

知的に障がいのある方が共同で生活を行う場所です。世話人や生活支援員が食事、金銭、生活上の支援や相談に応じ、日中は職場や施設に通います。
◎所在地：駅東2-8-6　◎TEL/FAX：37-6832

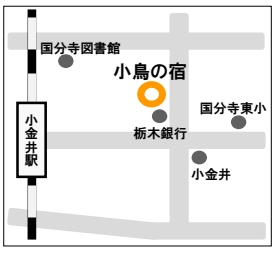

下野市障がい児者相談支援センター

004135

障がいのある方やそのご家族、または障がいのある方の生活を支援している地域の皆様の相談窓口です。障がいのある方が、地域で安心して、その人らしい生活ができるように、各機関と連携を図り支援します。
◎所在地：笹原26（社会福祉課内）
◎TEL/FAX：37-9970

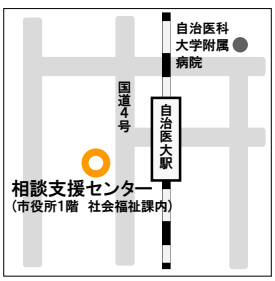

障がい福祉サービス施設・事業所
40

グリム保育園(公立) 000212

◎所在地：下長田69
◎TEL：52-1127/FAX：52-1128
◎利用定員：150名　　◎入園年齢：生後２か月～
◎開園時間：　（平日）午前7時～午後6時(※１)
　　（土曜）午前7時～午後5時
◎延長保育：午後7時まで

こがねい保育園(公立) 000218

◎所在地：小金井1249-1
◎TEL：44-3377/FAX：44-4410
◎利用定員：90名　　◎入園年齢：生後2か月～
◎開園時間：（平日）午前7時～午後6時(※１)
　　（土曜）午前7時～午後5時
◎延長保育：午後7時まで

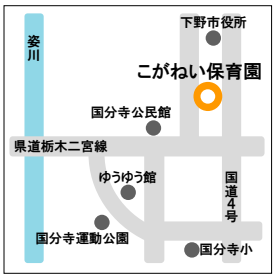

しば保育園(公立) 000245

◎所在地：駅東6-10-3
◎TEL：44-2788/FAX：44-6544
◎利用定員：70名　　◎入園年齢：生後2か月～
◎開園時間：（平日）午前7時～午後6時(※１)
　　（土曜）午前7時～午後5時
◎延長保育：午後7時まで

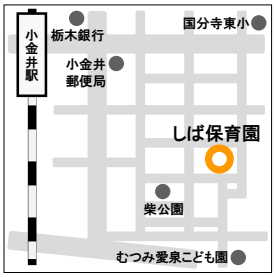

吉田保育園(公立) 000734

◎所在地：本吉田783-1
◎TEL/FAX：48-5054
◎利用定員：50名　　◎入園年齢：生後5か月～
◎開園時間：（平日）午前7時～午後6時(※１)
　　（土曜）午前7時～午後5時
◎延長保育：午後7時まで

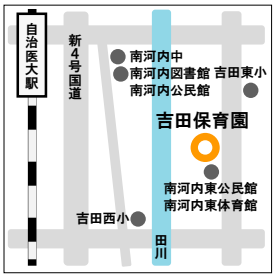

あおば保育園（私立） 000156

◎所在地：薬師寺1584-6
◎TEL：48-5530/FAX：48-5539
◎利用定員：70名◎入園年齢：生後2か月～2歳児
◎開園時間：（平日）午前7時～午後6時(※１)
　　（土曜）午前7時～午後5時30分
◎延長保育：午後8時まで

41

わかくさ保育園（私立）

003813

◎所在地：薬師寺3151-2
◎TEL/FAX：58-7438
◎利用定員：75名　　◎入園年齢：生後2か月～
◎開園時間：（平日）午前7時～午後6時(※1)
（土曜）午前7時～午後6時
◎延長保育：午後8時まで

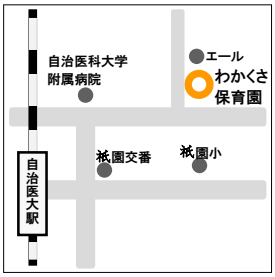

わかば保育園（私立）

003813

◎所在地：下古山3025-1
◎TEL：39-6305/FAX：39-6306
◎利用定員：100名　　◎入園年齢：生後2か月～
◎開園時間：（平日）午前7時～午後6時(※1)
（土曜）午前7時～午後5時30分
◎延長保育：午後8時まで

薬師寺保育園(私立)

003813

◎所在地：薬師寺2362-5
◎TEL：48-0063/FAX：38-8030
◎利用定員：50名　　◎入園年齢：生後5か月～
◎開園時間：（平日）午前7時～午後6時(※1)
（土曜）午前7時～午後5時
◎延長保育：午後7時まで

むつみこども園（認定こども園）

003813

◎所在地：柴769-17
◎TEL：44-0405/FAX：44-0462
◎入園年齢：生後2か月～
◎利用定員：230名
◎開園時間：
（平日）１号認定：午前８時～午後２時３０分
２・３号認定：午前7時～午後6時(※1)
（土曜）午前7時～午後6時(※2)
◎延長保育：午後8時まで

第二愛泉幼稚園（認定こども園）

003813

◎所在地：柴1403-12
◎TEL/保育園：40-1155/FAX：40-1150
幼稚園：44-2838/FAX：44-2840
◎入園年齢：生後2か月～
◎利用定員：240名
◎開園時間：
（平日）１号認定：午前９時～午後２時
２・３号認定：午前7時～午後6時(※1)
（土曜）午前7時～午後6時(※2)
◎延長保育：午後8時まで

保育園・児童館・子育て支援センター
42

愛泉幼稚園（認定こども園）

003813

◎所在地：小金井4-12-8
◎TEL/44-7783/FAX：44-7784
◎入園年齢：生後2か月～　◎利用定員：242名
◎開園時間：
（平日）１号認定：午前９時～午後２時
２・３号認定：午前7時～午後6時(※１)
（土曜）午前7時～午後6時(※2)
◎延長保育：午後７時まで

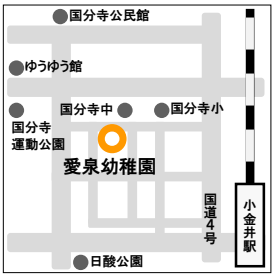

野ばら幼稚園（認定こども園）

003813

◎所在地：中大領386-1
◎TEL/53-5508/FAX：53-5562
◎入園年齢：生後2か月～　◎利用定員：305名
◎開園時間：
（平日）１号認定：午前8時～午後２時
２・３号認定：午前7時～午後5時(※１)
（土曜）午前7時～午後6時(※2)
◎延長保育：午後7時まで

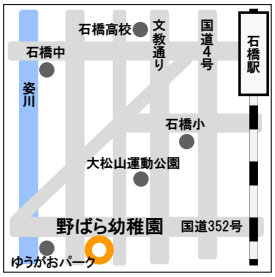

第二薬師寺幼稚園（認定こども園）

003813

◎所在地：祇園4-6-3
◎TEL/44-9988/FAX：44-9977
◎入園年齢：生後2か月～　◎利用定員：275名
◎開園時間：
（平日）１号認定：午前9時～午後2時
２・３号認定：午前7時～午後6時(※１)
（土曜）午前7時～午後6時(※2)
◎延長保育：午後8時まで

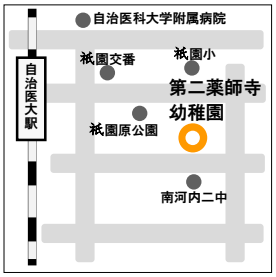

薬師寺幼稚園（認定こども園）

003813

◎所在地：薬師寺1584-2
◎TEL/48-0132/FAX：48-1423
◎入園年齢：生後2か月～　◎利用定員：510名
◎開園時間：
（平日）１号認定：午前9時～午後2時
２・３号認定：午前7時～午後6時(※１)
（土曜）午前7時～午後6時(※2)
◎延長保育：午後8時まで

石橋幼稚園

◎所在地：石橋535
◎TEL/53-0218/FAX：53-0239
◎入園年齢：3歳～　◎利用定員：45名
◎開園時間：平日のみ　午前８時～午後２時
◎預かり保育：午後３時から午後６時まで

※１　２・３号認定は、保護者等の就労時間等により、保育標準時間（11時間）と保育短時間（８時間）に区分されます。なお、保育短時間の時間帯は、施設により異なりますので各施設にお問い合わせください。
※２　認定こども園の土曜日保育は、２・３号認定が対象です。

43

南河内児童館 001971

◎所在地：緑3-5-4
◎TEL/44-8420/FAX：40-1195
◎開館時間：午前9時～午後5時
（日曜・祝日・年末年始は休館）
◎児童館の遊び
（室内）卓球、カプラ、囲碁、将棋、チェス、
オセロ、けん玉、木ゴマ、めんこ、
トランプ、ウノ、折紙など
（図書コーナー）絵本、児童書、優良マンガなど

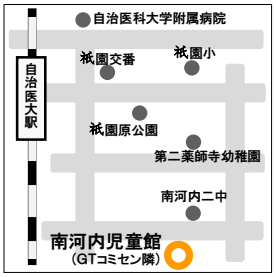

国分寺東児童館 001042

◎所在地：駅東7-4
◎TEL/FAX：44-2604
◎開館時間：午前9時～午後5時
（日曜・祝日・年末年始は休館）
◎児童館の遊び
（室内）将棋、レゴブロック、オセロ、トランプ、
ウノ、パズル、折り紙など
（屋外）ボール、なわとび、砂場セット
（図書コーナー）絵本、児童書、優良まんがなど

国分寺駅西児童館 001027

◎所在地：小金井5-22-1
◎TEL/FAX：44-0786
◎開館時間：午前9時～午後5時
（日曜・祝日・年末年始は休館）
◎児童館の遊び
（室内）囲碁、将棋、ウノ、トランプ、
レゴブロックなど
（図書コーナー）絵本、児童書、優良マンガなど
（屋外）一輪車、竹馬、バスケット、サッカー、
ドッチボール

国分寺姿西児童館 001033

◎所在地：国分寺1599-2
◎TEL/FAX：44-9318
◎開館時間：午前9時～午後5時
（日曜・祝日・年末年始は休館）
◎児童館の遊び
（室内）将棋、ウノ、トランプ、折り紙、
レゴブロックなど
（図書コーナー）絵本、児童書、優良まんがなど
（屋外）竹馬、一輪車

44

こどもの広場いしばし

000219

◎所在地：花の木3-8-21
◎TEL/52-1129
◎開館時間：午前9時～午後5時
（日曜・祝日・年末年始は休館）
◎児童館の遊び
（室内）ミニボールプール、オセロ、トランプ、
ウノ、ブロック、将棋など
（図書コーナー）絵本、児童図書など
（屋外）シャボン玉、バドミントン

子育て支援センターつくし

002432

◎所在地：小金井789（ゆうゆう館内）
◎TEL43-1233
◎開所時間：
（月～金曜）午前9時～正午、午後1時～4時30分
※土曜・日曜・祝日・年末年始は休館

子育て支援センターゆりかご

002432

◎所在地：薬師寺1584-6（あおば保育園内）
◎TEL48-5530
◎開所時間：
（月～金曜）午前9時～午後3時30分
※土・日・祝日・年末年始・保育園休園日・
年度末（3/31）・年度始（4/1）は休館

子育て支援センターみるく

002432

◎所在地：下古山3025-1（わかば保育園内）
◎TEL39-6305
◎開所時間：
（月～金曜）午前９時～午後３時３０分
※土・日・祝日・年末年始・保育園休園日・
年度末（3/31）・年度始（4/1）は休館

45

しもつけし

子育て支援マップ

◎地図中の番号は、右ページの表に対応しています。

子育て支援マップ

46

●保育園●			
1	吉田保育園	48-5054	本吉田783-1
2	グリム保育園	52-1127	下長田69
3	こがねい保育園	44-3377	小金井1249-1
4	しば保育園	44-2788	駅東6-10-3
5	わかくさ保育園	58-7438	薬師寺3151-2
6	あおば保育園	48-5530	薬師寺1584-6
7	わかば保育園	39-6305	下古山3025-1
8	薬師寺保育園	48-0063	薬師寺2362-5
●幼稚園●			
11	石橋幼稚園	53-0218	石橋535
●認定こども園●			
21	野ばら幼稚園	53-5508	中大領386-1
22	愛泉幼稚園	44-7783	小金井4-12-8
23	第二愛泉幼稚園	44-2838	柴1403-12
24	むつみこども園	44-0405	柴769-17
25	第二薬師寺幼稚園	44-9988	祇園4-6-3
26	薬師寺幼稚園	48-0132	薬師寺1584-2
●認可外保育施設●			
31	ひなぎく保育園	40-6044	小金井1-8-3
32	トータスキッズしもつけ	38-6750	下古山2522-1
33	にこにこ保育園	37-6942	上大領313-40
●その他の子育て支援施設●			
41	ファミリー・サポート・センター	40-5963	緑3-5-4 南河内児童館内
42	子育て支援センター つくし	43-1233	小金井789 ゆうゆう館内
43	子育て支援センター ゆりかご	48-5530	薬師寺1584-6 あおば保育園内
44	子育て支援センター みるく	39-6305	下古山3025-1 わかば保育園内
45	キッズプラネット (病後児保育)	44-4888	緑4-15-3グリーンヒル田村C-101
46	子ども発達支援センター こばと園	44-6783	下古山1220 きらら館内
47	こども通園センター けやき	40-0909	駅東3-1-19
●学校施設等●			
51	薬師寺小学校	48-0009	薬師寺1412
52	吉田東小学校	48-5007	中川島7
53	吉田西小学校	48-5008	下坪山959
54	祇園小学校	44-5002	祇園2-21-3
55	緑小学校	40-6601	緑3-16-1
56	石橋小学校	52-1131	花の木1-4
57	古山小学校	52-1132	下古山3-1-9
58	細谷小学校	52-1133	細谷693
59	石橋北小学校	52-1134	上古山1932
60	国分寺小学校	44-0004	小金井4-2-3
61	国分寺東小学校	44-3161	柴897-1
62	南河内中学校	48-0010	薬師寺986
63	南河内第二中学校	40-6030	祇園4-16-3
64	石橋中学校	52-1130	石橋1130
65	国分寺中学校	44-0050	小金井4-1-8
66	国分寺特別支援学校	44-5121	柴6-2
67	学校教育サポートセンター	52-1140	花の木2-2-25
68	石橋高等学校	53-2517	石橋845

●児童館等●			
71	南河内児童館	44-8420	緑3-5-4
72	国分寺東児童館	44-2604	駅東7-4
73	国分寺駅西児童館	44-0786	小金井5-22-1
74	国分寺姿西児童館	44-9318	国分寺1599-2
75	こどもの広場いしばし	52-1129	花の木3-8-21
●図書館●			
101	南河内図書館	48-2395	田中681-1
102	石橋図書館	52-1136	大松山1-7-3
103	国分寺図書館	44-3399	駅東3-1-19
●公民館●			
111	南河内公民館	48-2393	田中681-1
112	南河内東公民館	48-5511	本吉田783
113	石橋公民館	52-1157	石橋416
114	国分寺公民館	40-5563	小金井1127
●保健福祉センター等●			
121	きらら館	52-3711	下古山1220
122	ゆうゆう館	43-1231	小金井789
123	ふれあい館	47-1126	三王山698-5
市外	県南健康福祉センター	22-0302	小山市犬塚3-1-1
●市役所●			
131	下野市役所	32-8888	笹原26
●主な公園●			
141	姿川アメニティパーク		石橋1119-1
142	グリムの森		下古山747
143	大松山運動公園		大松山1-7-1
144	みのわ古城公園		箕輪310
145	烏ケ森公園		烏ケ森1-13
146	国分寺運動公園		小金井277-2
147	祇園原公園		祇園3-4
148	諏訪山公園		緑1-2
149	別処山公園		絹板611-1
150	蔓巻公園		箕輪420-2
151	けんこう広場		柴896-1
152	天平の丘公園		国分寺993-1
153	三王山ふれあい公園		三王山700-1

子育て支援マップ
47

下野市のお医者さん（小山地区医師会）

	医療機関名	所在地	電話番号	主な診療科
1	あんずの森クリニック	仁良川1518-1	32-6601	内、消、肝内、内視鏡内科
2	おかべこどもクリニック	緑5-17-12	40-7300	小
3	おだかキッズクリニック	薬師寺2866-1	39-8987	小
4	カナザワ・アレルギー・クリニック	祇園1-25-4	40-1337	ア、皮、リウ、内
5	木村クリニック	祇園1-7-7	44-8211	産、婦
6	グリーンタウンクリニック	祇園2-3-2	44-8311	内、循内、腎臓内科（人工透析）、糖尿病・代謝内科
7	しもつけクリニック	薬師寺3171-4	32-6331	内、消器（肝・胃腸・内視鏡）
8	耳鼻咽喉科ふじもとクリニック	祇園1-6-10	44-3322	耳鼻
9	すずき内科・循環器科	薬師寺2489-10	40-1260	内、循、呼、消、ア
10	中央クリニック	薬師寺3154	40-1121	一般婦人科、一般不妊治療、高度生殖医療、男性不妊治療
11	つるかめ診療所	緑3-18-16	32-6011	内（在宅診療）
12	南河内診療所	薬師寺2472	47-1070	内科一般、小、リハ、消、呼、神、皮（水曜日午前中のみ）
13	薬師寺運動器クリニック	薬師寺3221-3	44-6100	整、リハ、リウ
14	若草クリニック	緑2-3291-1	40-0123	糖尿病内科、内分泌内科、脂質代謝内科、内、ア、小
15	石橋総合病院	下古山1-15-4	53-1134	内、神、小、外、整、
		脳神経外科、皮、泌、婦、眼、耳鼻、形、麻酔科、リハ		
16	大栗内科	石橋811-1	53-5850	循、内、呼
17	大柳内科・眼科	文教2-7-14	51-2400	内、消、呼、循、ア、眼
18	まきた眼科	下古山88-1	53-8222	眼
19	角田内科医院	石橋549	53-5665	内、循、消、呼
20	柏木ひふ科	下古山1-1-10	53-5102	皮
21	グリムこどもとアレルギーのクリニック	下古山2-6-17	51-1515	小、ア、内
22	佐藤内科	石橋839-14	53-1305	内、消、小、耳鼻、ア、内分泌代謝科、皮
23	島田クリニック	石橋238-1	53-8000	内、消、循、小、整
24	そうとめ皮膚科クリニック	石橋803-1	53-0015	皮、形、小児皮膚科、美容皮膚科
25	とちぎっ子発達クリニック	下古山3294-1	32-6502	小、児童精神科、小児リハ
26	都丸整形外科	文教1-11-16	52-1010	整、リハ、リウ
27	新島内科クリニック	文教3-10-4	53-8820	内、神
28	早田耳鼻咽喉科	文教1-19-6	53-8733	耳鼻
29	ふじたクリニック	大光寺1-11-10	51-2727	内、外、消、肛門科、小
30	藤原整形外科	下古山3378-1	52-0755	整
31	海老原医院	小金井5-26-10	44-0163	内、消、胃腸科、小、呼、ア、皮
32	岡田医院	小金井2976	44-0021	内、小、循
33	小山富士見台病院	柴1123	44-0200	精神科、心療内科、内、神経科
34	回生眼科	医大前4-8-1	44-1166	眼、漢方内科
35	小金井中央病院	小金井2-4-3	44-7000	外、消化器外科、内視鏡外科、
		大腸・肛門外科、乳腺外科、心臓血管外科、内、消器、腎臓内科（人工透析）、血液内科、循内、呼吸器内科、内分泌・代謝内科、整、泌、皮、放射線科、救急科、麻酔科、リハ		
36	国分寺さくらクリニック	小金井777-1	40-0203	耳鼻、リウ・ア、循、睡眠時無呼吸症候群（SAS）、内
37	ことうだ腎クリニック	駅東5-13-16	44-8345	内、外、腎臓内科、循内、漢方科、内分泌代謝科、禁煙外来
38	しもつけ痛みのクリニック	柴871-7	40-0307	麻酔科、内
39	自治医大ステーションプレイングクリニック	医大前3-2-2	37-8721	脳神経内科
40	たかはし眼科クリニック	小金井1-34-6	44-8822	眼一般、緑内障、白内障、
		加齢黄斑変性症、ドライアイ、糖尿病網膜症、花粉症、小児眼科		
41	ちば整形外科クリニック	烏ケ森1-4	40-0811	整、リウ、リハビリ科
42	にじいろこども診療所	小金井4-1-1	44-7716	小、ア
43	みどりメンタルヘルスクリニック	医大前3-2-12	40-6262	精神科、心療内科
44	宮澤クリニック	柴291-2	44-3309	内、小、皮
45	山本整形外科医院	駅東6-1-22	44-6820	整、リハビリ科、リウ
46	山本皮フ科	駅東6-1-22	44-1419	皮
47	和田マタニティクリニック	小金井1-30-6	40-5503	産、婦

主な診療科の略称

ア……アレルギー科
眼……眼科
肝内…肝臓内科
形……形成外科
外……外科
呼……呼吸器科
産……産科
耳鼻…耳鼻咽喉科
循……循環器科
循内…循環器内科
消……消化器科
消内…消化器内科
小……小児科
神……神経内科
整……整形外科
内……内科
泌……泌尿器科
皮……皮膚科
婦……婦人科
リウ…リウマチ科
リハ…リハビリテーション科

夜間・休日の急な病気（軽症）やケガのとき

事前に必ず電話してから受診してください。

夜間休日急患診療所（内科・小児科）

■診療日時
平日・土曜日：
午後7時～10時
日曜日・祝日・
休日・年末年始：
午前10時～正午、
午後1時～5時、
6時～9時
■所在地：小山市神鳥谷2251-7（小山市健康医療介護総合支援センター内）
■電話:0285-39-8880

休日急患歯科診療所（歯科）

■診療日時
日曜日・祝日・
休日・年末年始：
午前10時～正午、
午後1時～4時
■所在地：小山市神鳥谷2251-7（小山市健康医療介護総合支援センター内）
■電話:0285-39-8881

医療機関マップ
48

医療機関マップ

◎地図中の番号は、表に対応しています。

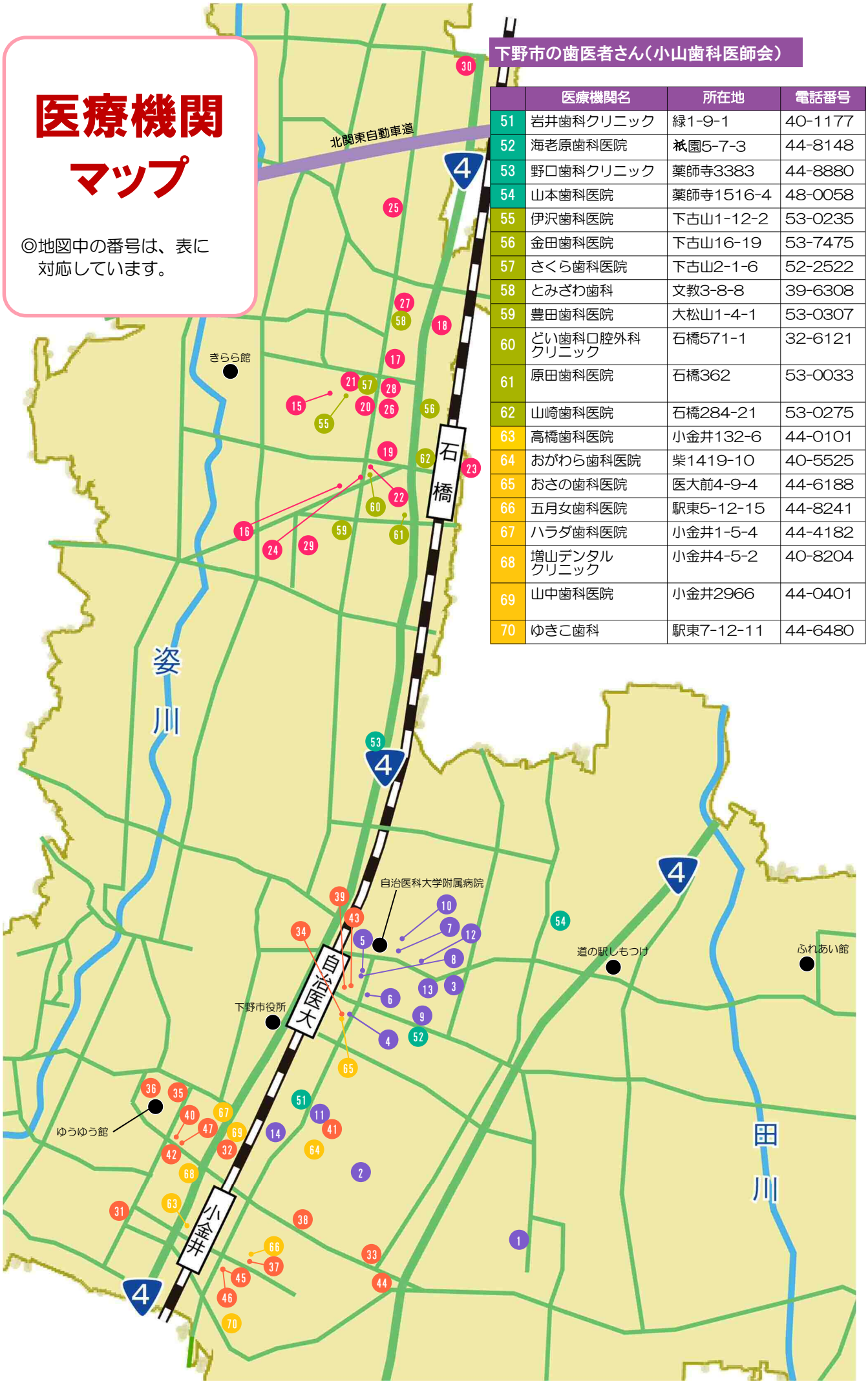

下野市の歯医者さん（小山歯科医師会）

	医療機関名	所在地	電話番号
51	岩井歯科クリニック	緑1-9-1	40-1177
52	海老原歯科医院	祇園5-7-3	44-8148
53	野口歯科クリニック	薬師寺3383	44-8880
54	山本歯科医院	薬師寺1516-4	48-0058
55	伊沢歯科医院	下古山1-12-2	53-0235
56	金田歯科医院	下古山16-19	53-7475
57	さくら歯科医院	下古山2-1-6	52-2522
58	とみざわ歯科	文教3-8-8	39-6308
59	豊田歯科医院	大松山1-4-1	53-0307
60	どい歯科口腔外科クリニック	石橋571-1	32-6121
61	原田歯科医院	石橋362	53-0033
62	山崎歯科医院	石橋284-21	53-0275
63	高橋歯科医院	小金井132-6	44-0101
64	おがわら歯科医院	柴1419-10	40-5525
65	おさの歯科医院	医大前4-9-4	44-6188
66	五月女歯科医院	駅東5-12-15	44-8241
67	ハラダ歯科医院	小金井1-5-4	44-4182
68	増山デンタルクリニック	小金井4-5-2	40-8204
69	山中歯科医院	小金井2966	44-0401
70	ゆきこ歯科	駅東7-12-11	44-6480

医療機関マップ
49

名称	相談内容等
心配ごと相談・法律相談 問：社会福祉協議会　☎43-1236 002498	民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談委員による「心配ごと相談」と弁護士による「法律相談」事業です。住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行います。 ●**対象者**　市内にお住まいの方 ●**備　考**　ゆうゆう館で実施しています。各相談日等は、毎月の広報しもつけでご確認ください。（法律相談は要事前予約）
地域包括支援センターいしばし 地域包括支援センターこくぶんじ 地域包括支援センターみなみかわち 001864	介護・認知症や成年後見制度などの相談・支援を行います。 問：いしばし☎51-0633　問：こくぶんじ☎43-1229 問：みなみかわち☎48-1177
下野市障がい児者相談支援センター ☎／FAX　37-9970 004135	障がい者や、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行います。 ●**対象者**　市内に居住する、身体、知的、精神に障がいのある方及び障がい児の保護者またはその家族
ふわり （子育て世代包括支援センター） 問：健康増進課　☎32-8905 004203	一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、妊娠期から子育て期にわたる様々な母子保健に関するニーズに対して、総合的相談支援を提供します。保健師、助産師の母子保健コーディネーターがきめ細かな支援を行います。
子育て相談 問：健康増進課　☎32-8905 003426	就学前のお子さんの子育て全般、関わり方、発達について、保健師・臨床心理士が相談に応じます。（来所の場合は要事前連絡、電話相談可） ●**日　時**　月～金曜日　午前８時３０分～午後５時１５分
育児相談・子育て巡回相談 問：健康増進課　☎32-8905 006036	保健福祉センターゆうゆう館にて、月に1回保健師・助産師・管理栄養士（奇数月のみ）による育児相談を実施しています。相談は予約制になります。事前にお申し込みください。 また、市内子育て支援センターつくし・ゆりかご・みるくにて、臨床心理士・公認心理師が各支援センターに２か月に１回巡回相談を実施しています。
児童虐待相談 問：こども福祉課　☎32-8903 003112	虐待が疑われる場合や、発見した場合にご相談ください。（来所の場合は要事前連絡、電話相談可） ●**日　時**　月～金曜日　午前８時３０分～午後５時15分 ※土・日・祝日及び夜間は、県の児童虐待緊急ダイヤル（☎028-686-3005）、もしくは児童相談所全国共通ダイヤル（☎１８９）をご利用ください。
母子父子家庭及び婦人相談 問：こども福祉課　☎32-8903 003759	母子父子家庭の相談や婦人相談（DV等含む）について、母子・父子自立支援員兼婦人相談員が相談に応じます。（来所の場合は要事前連絡、電話相談可） ●**日　時**　月～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前９時～正午、午後１時～５時
ＤＶホットライン ホットライン番号　☎32-8724 ※緊急時は警察☎１１０番へ	ドメスティックバイオレンス（DV）などについて、女性職員が電話で相談に応じます。 ●**日　時**　月～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前９時～正午、午後１時～５時

50

名称	相談内容等
学校教育サポートセンター ☎52−1140 004111	学校教育上で発生する就学相談、いじめ、不登校、学校に関することなどの諸問題の解決を目指し、教育相談及び適応指導を行う、児童生徒・保護者・教職員のみなさんにむけた支援機関です。来所しての面接相談（予約制）や電話による相談ができます。 ●**受付時間**　午前9時～午後4時（木曜日は午後5時30分まで、土・日・祝日は休み） ●**場所**　下野市花の木2-2-25
病態別栄養相談 問：健康増進課　☎32-8905 003477	生活習慣病でお困りの方などを対象に栄養相談を実施しています。ご希望の方は主治医にご相談のうえ、健康増進課に電話でお申し込みください。 ●**対象者**　糖尿病、脂質異常症などの慢性疾患で食事療法が必要な方、その他貧血、肥満など食生活でお困りの方（※原則、市内医療機関の主治医からの紹介が必要です。）
健康相談 問：健康増進課　☎32-8905 002726	特定健診の結果についてよくわからない、生活習慣病やメタボリックシンドロームが心配、食事療法がうまくいかないなど、ご自分やご家族の身体や心の健康について、保健師や管理栄養士等が相談に応じます。相談を希望される方は、事前にお問い合わせください。
こころの健康相談 問：健康増進課　☎32-8905 002562	精神科医が対応する「こころの健康相談」を年６回実施しています。予約制になりますので、相談を希望される方は事前にご連絡ください。また、開催日等については「広報しもつけ」または市のホームページをご覧ください。
特定保健指導 問：健康増進課　☎32-8905 006895	特定健診を受診された方のうち、メタボリックシンドローム該当・予備群の方を対象に、判定結果に応じた保健指導を実施します。 ●**対象者**　下野市国民健康保険加入者40歳～７４歳で特定健診受診結果、保健指導レベルが積極的支援、動機づけ支援と判定された方

市役所問い合わせ先

下野市　市外局番０２８５

市民課･税務課･社会福祉課はグループごとに電話番号があります。

1階	
市民課	
保険年金グループ	32-8895
住民記録グループ	32-8896
戸籍グループ	32-8897
社会福祉課	
社会福祉グループ	32-8899
障がい福祉グループ	32-8900
生活保護グループ	32-8901
医療費助成グループ	32-8902
高齢福祉課	32-8904
こども福祉課	32-8903
健康増進課	32-8905
税務課	
市民税グループ	32-8891
資産税グループ	32-8892
収納グループ	32-8893
会計課	32-8913

2階	
総合政策課	32-8886
市民協働推進課	32-8887
総務人事課	32-6065
契約検査課	32-8890
財政課	32-8889
水道課	32-8911
下水道課	32-8912
環境課	32-8898
安全安心課	32-8894
消費生活センター	44-4883

3階	
教育総務課	32-8917
学校教育課	32-8918
生涯学習文化課	32-8919
文化財課	32-6105
スポーツ振興課	32-8920
農政課	32-8906
商工観光課	32-8907
農業公社	32-8951
農業再生協議会	32-8952
農業委員会事務局	32-8915
建設課	32-8908
区画整理課	32-8910
都市計画課	32-8909
行政委員会事務局	32-8916

4階	
議事課	32-8914

相談窓口一覧
51

市のホームページを簡単に検索

市ホームページの画面

各制度に表示している６ケタの数字 123456 を、下野市のホームページの検索バーに入力し検索すると、簡単に検索することができます。

【例】民生委員児童委員のページを検索するとき(３４ページ)

民生委員・児童委員 002363

ホームページの検索バーに「002363」と入力し「検索」ボタンをクリックします。

保健♥福祉ガイドブック

Health and welfare guidebook

令和3(2021)年度版

下野市健康福祉部各課の問い合わせ先

〒329-0492　下野市笹原26番地

社会福祉課	社会福祉グループ	TEL32-8899	FAX32-8601
	障がい福祉グループ	TEL32-8900	
	生活保護グループ	TEL32-8901	
	医療費助成グループ	TEL32-8902	
こども福祉課		TEL32-8903	FAX32-8603
高齢福祉課		TEL32-8904	FAX32-8602
健康増進課		TEL32-8905	FAX32-8604

SHIMOTSUKE CITY

下野市ホームページ